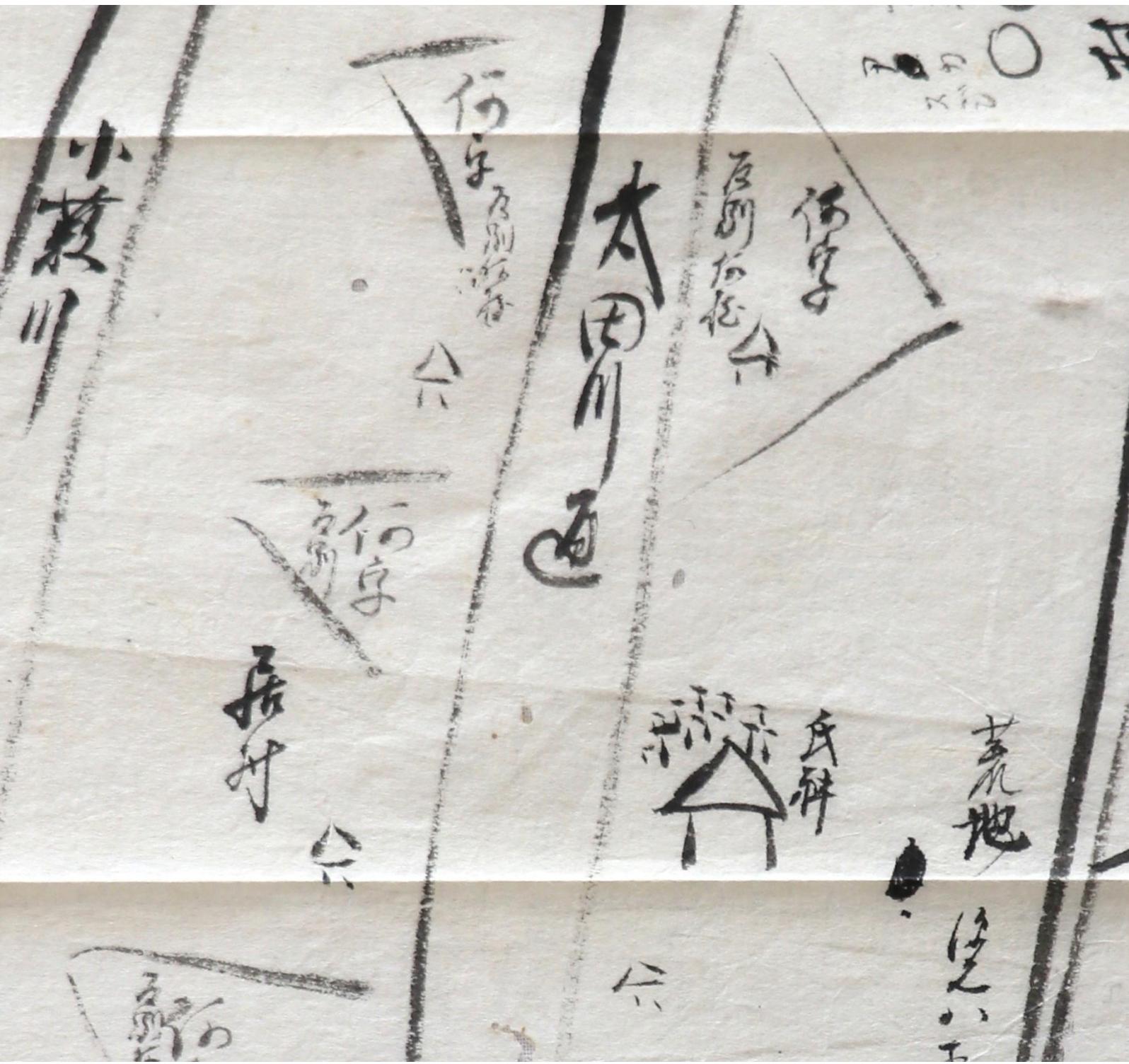


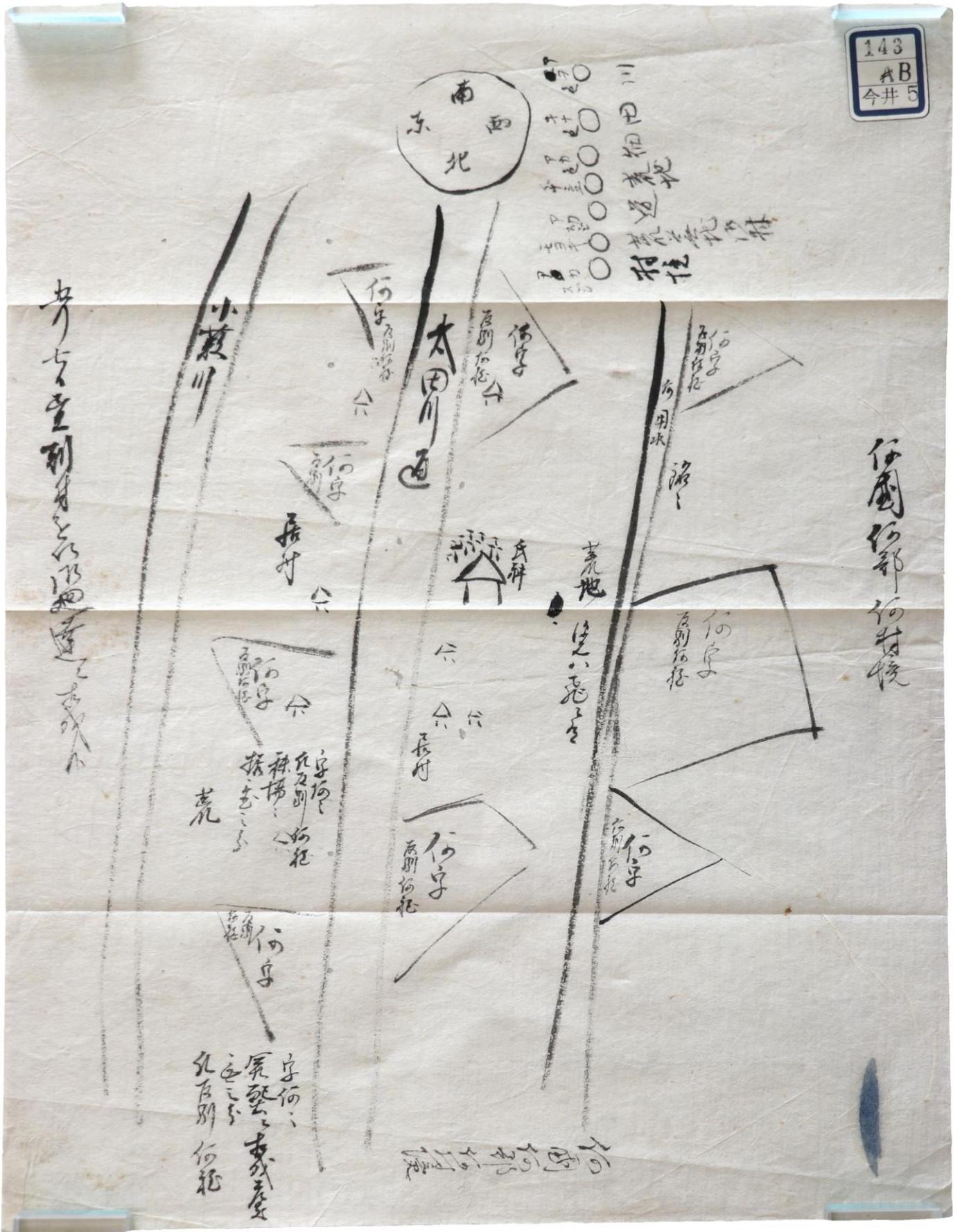
深見関係史料集 一

杉山侑暉 編

袋井市歴史文化館



143
AB
今井 5



何部何部何部

身古堂別荘の水路を以て示す

奥付使用写真

〔豊田郡深見村絵図〕(部分) (5 深見戸長役場文書 144)

縦 276mm×横 391mm

表紙使用写真 (上に全体の写真を掲載)

〔村絵図下書〕(5 深見戸長役場文書 143)

縦 252mm×横 328mm

目次

凡例 1

一	宝曆五年（一七五五）頃『深見村御検地新田起之事』（寺田進家文書一）	3
二	文政十三（一八三〇）『他国行証文』（寺田進家文書一四）	6
三	天保十年（一八三九）三月付け「往来手形一札之事」（五 深見戸長役場文書一四七六）	12
四	弘化二年（一八四五）九月付け『掛川城主入替并免増長』（寺田進家文書一五）	13
五	嘉永六年（一八五三）十一月付け「奉差上濟口之事」（深見村方文書八九）	19
六	巳年（一八五七）三月付け「乍恐以書付奉願上候」（深見村方文書九〇）	22
七	安政四年（一八五七）七月二十三日付け「乍恐以書付奉願上候」（深見村方文書九一）	25
八	慶応元年（一八六五）『村無尽割返シ小前帳』（深見村方文書七四）	27
九	慶応元年（一八六五）『村無尽割返シ小前帳』（深見村方文書七五）	36
一〇	慶応元年（一八六五）十二月付け「乍恐以書付奉願上候」（深見村方文書八六）	48
一一	丑年十二月付け「乍恐以書付御届奉申上候」（深見村方文書八七）	50
一二	慶応二年（一八六六）八月付け「往来一札之事」（五 深見戸長役場文書一四八二）	51
一三	慶応二年（一八六六）『村無尽割返小前帳』（深見村方文書八二）	52
一四	慶応二年（一八六六）『村無尽割返取立帳』（深見村方文書八三）	61
一五	慶応三年（一八六七）『村無尽大掛割返帳』（深見村方文書八四）	68
一六	慶応三年（一八六七）『村無尽割返シ小前帳』（深見村方文書八五）	75
一七	明治五年（一八七二）十月付け「書上扣」（5 深見区戸長役場文書一三六九）	83
一八	明治十二年（一八七九）四月二十六日付け「御届」（六 深見戸長役場文書一七五二）	85
一九	明治十三年（一八八〇）四月十日付け「印度米試作願」（六 深見戸長役場文書一七五八）	86
二〇	明治十四年（一八八一）一月七日付け「英国帆船に雇われの定吉につき照会」（六 深見戸長役場文書二三三三）	87
二一	明治十四年（一八八一）一月十日付け「召喚状」（六 深見戸長役場文書二三三四）	88
二二	明治十四年（一八八一）一月十九日付け「召喚状」（六 深見戸長役場文書二三三六）	89

- 二三 明治十四年（一八八一）二月付け「御届」（六）深見戸長役場文書三二二八） 90
- 二四 （明治十一年（一八七八））明治十七年（一八八四）「御届」（五）深見戸長役場文書一四〇〇） 91
- 二五 明治二十三年（一八九〇）十二月三日付け「証」（八）深見区近代役場文書二八七） 92
- 二六 明治二十七年（一八九四）一月十九日付け「庶第拾三号」（八）深見区近代役場文書二七五） 93
- 二七 明治二十七年（一八九四）一月付け「高橋維持資本金確備按」（八）深見区近代役場文書二九三） 94
- 二八 明治二十七年（一八九四）三月十六日発会『高橋永統講口立議定帳』（八）深見区近代役場文書二九四） 97
- 二九 明治二十七年（一八九四）七月二十七日付け「庶第二百三十七号」（八）深見区近代役場文書二四〇〇） 99
- 三〇 明治二十八年（一八九五）五月三日付け「庶第貳百六号」（八）深見区近代役場文書二七四） 100
- 三一 明治二十八年（一八九五）「高橋永統講認可関係書類」（抄）（八）深見区近代役場文書三〇二二） 101
- 三二 明治二十九年（一八九六）六月四日付け「庶第三四二号」（八）深見区近代役場文書二四一） 105
- 三三 明治二十九年（一八九六）十二月四日付け「庶第六五四号」（八）深見区近代役場文書二四二） 106
- 三四 明治二十九年（一八九六）付け「高橋永統講改称認可証謄写本」（八）深見区近代役場文書三〇六） 107
- 三五 明治二十九年（一八九六）付け「保甲第二四六号謄写本」（八）深見区近代役場文書三〇七） 108
- 三六 明治三十年（一八九七）四月九日付け「山梨村地内沖堤伏込込樋につき出頭照会」（八）深見区近代役場文書五五九） 109
- 三七 明治三十年（一八九七）四月十六日付け「沖堤込樋につき出頭照会」（八）深見区近代役場文書五六〇） 110
- 三八 明治三十一年（一八九八）五月十五日付け「蚕種購入案内」（八）深見区近代役場文書二五〇） 111
- 三九 明治三十一年（一八九八）七月二十五日付け「土第九号」（八）深見区近代役場文書五六五） 112
- 四〇 明治三十七年（一九〇四）一月付け「磐田郡今井村深見村民相続金積立満了祝詞」（八）深見区戸長役場文書三三二） 113
- 四一 明治三十七年（一九〇四）二月二十二日付け「証」（八）深見区近代役場文書三二九） 114
- 四二 明治四十一年（一九〇八）九月二十八日付け「小薮川一件協議会通知」（八）深見区近代役場文書五七五） 115
- 四三 明治四十四年（一九一〇）五月『小薮川一件日誌』（八）深見区近代役場文書五八〇） 116
- 四四 明治四十四年（一九一〇）七月付け『幸福増進頼母子講講則規定』（八）深見区近代役場文書三七五） 118
- 四五 （明治）「小薮川事件書類」（八）深見区近代役場文書六〇二） 125
- 四六 大正四年（一九一五）六月二十八日付け「紫雲英等種子購入希望取纏依頼」（八）深見区近代役場文書二一五） 128
- 四七 大正四年（一九一五）六月二十八日付け「穀倉害虫駆除薬品共同購入につき照会」（八）深見区近代役場文書二一六） 129
- 四八 年不明六月四日付け「農第一三七号」（浮塵子駆除法）（八）深見区近代役場文書二二二） 130

凡例

(本書の構成)

- 1 本書は、袋井市歴史文化館所蔵史料を翻刻したものである。
- 2 翻刻は杉山侑暉（袋井市歴史文化館・袋井市教育委員会生涯学習課文化財係兼任）が行った。
- 3 本書は、令和六年度予習不要の古文書講座（冬季）受講者からの、無尽講関係史料を紹介してほしい（できれば深見で）という希望に応えたものである。深見の近代史料に見える講関係の記事が、河川・橋梁と関係が深かったことから、河川関係の記事もあわせて収録した。また、これまでに杉山が翻刻していた史料も収録した。
- 4 本書収録史料は、史料の成立時期を基準に、基本的に編年順に並べている。配置に悩むものもあったため、配列は厳密ではない。年のみ分かり月日が不明の史料はその年の最後に配置し、年月までは分らない史料は、その月の最後に配置した。年不明の記事は全体の最後に配置し、月日が分かるものはその月日の順に並べた。史料成立時期は杉山が考証したものもある。

(翻刻の方針)

- 5 文字起しは、基本的には史料原本の文字組の通りに行った。
- 6 断らない限り、句読点及び返り点は杉山による。
- 7 異体字や変体仮名は、現在通用している文字に改めた。例外的に、助詞の「え（へ）」にあたる「江」については、「江」のままとしたが、これは近世史料では助詞「え（へ）」はほぼ必ず「江」か「へ」で表記されることに加え、「え」で表記した場合、文字面に違和感があったことによる。
- 8 「は」と読む「者」については、助詞「は」として使われている場合は、漢文の助詞「者」として使用されていると考え「者」表記とし、助詞ではない場面で「は」という音を表すために使われている場合は変体仮名と考え「は」表記とした。
- 9 和暦の簡易的な西暦換算などの注は、（ ）に括って該当箇所右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付したことがある。
- 10 文字の抹消については、見せ消しの場合は、該当する文字の左側に「と」を付した。見せ消しではなく抹消された文字は、文字数が分かる場合は「■」で表した。文字数が分からない場合は「■」で表した。抹消箇所の形状によっては、抹消部分を『』で括り、右側に（抹消）と付したことがある。
- 11 抹消前の文字が分かる場合は、抹消前の文字を「×助」のような形で、該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付したことがある。抹消前の文字が分からない場合は、文字数が分かるときは「×■」で、文字数が分からないときは「×■」で表した。
- 12 判読困難箇所は、文字数が分かる場合は「□」で表した。文字数が分からない場合は「□」で表した。有疑箇所は「カ」という注記を該当箇所

一 宝曆五年（一七五五）頃『深見村御検地新田起之事』（寺田進家文書一）

（表紙）

慶長九辰年検地入
掛川御城主入替書
深見村御検地新田起之事
深見村本門三拾四^{〔×門〕}名敷地持也
深見本門者川原新田老文宛割則也
深見村

(1ウ) 久野城代

慶長九^{〔六〇四〕}甲辰年検地入

八十七町九反式畝五歩^ニ成^ル

宝曆五^{〔七五五〕}亥年迄百五拾式年^ニ成^ル

懸川伊井様御代^{〔井伊以下同〕}

万治二^{〔六五九〕}己亥歳方寛文二^{〔六六三〕}年迄差^{〔二六五九〕}

出式町老反三畝拾三歩^{〔二六五九〕}_{〔亥新田起〕}

宝曆五^{〔七五五〕}亥歳迄九十七年^ニ成^ル

懸川伊井様御代

万治三^{〔六五九〕}庚子之歳老町四反七畝拾四歩

川原新田起

宝曆五^{〔七五五〕}亥歳迄九十六年^ニ成^ル

懸川伊井様御代

寛文五^{〔六六五〕}乙巳歳三町七反九畝拾九歩新田起

(2才)

宝曆五亥歳迄九十老歳ニ成ル
(二六二三)
慶長十八丑歳満水ニ而川西拾町余

損地ニ成ル

其後段ト起伊井様御代八町四反余ニ成。

小笠原様御代ニ四反余起、御当代大

田様御代惣吟味可レ被レ遊下被レ仰、壹町七反

七畝起、今之六町式反六畝六歩ハ慶長

歳中之金永引也。

(2ウ) 伊井兵部様御代

天和歳中・元禄歳中・宝永歳中ニ三度

満水入り、田地破損致、免下ケ或ハ荒

地成、永引候。

小笠原様御代

享保十三申歳八月満水。山梨堤切込、川東立毛

無レ之處江、凡式斗宛壹反ニ御拝借被レ下、

五ヶ歳返上納ニ御座候。

(3才) 小笠原様御代

元文三年歳六月大水。山梨堤切込、田地大破

御取箇無レ之所江米式百俵五ヶ歳賦ニ被レ下候。

小笠原山城様御代

元文五年申歳去々午歳ノ損地年賦ニ被レ遊、

天和年中方之損地共不レ殘御見分ケ之上、三百式拾石

余免五歩ニ被レ為ニ仰付、其外式つ壹つニも被レ為ニ

仰付一候。小笠原山城様御家中も地方頭取

森伴蔵様其時御見分ケ奉行也。其

外代官役・目附役都合十人余ニ而、五日

御見分被レ遊、右之段免相定ル。

(3ウ)

(一七〇四)
宝永元酉歲

松平遠江守様江小笠原山城様御所替被_レ遊候。

右山城様御代酉歲定免五ツ三歩定_ル也。

但_シ遠江守様五ヶ年御取箇平場右定免_ル。

(4 村) 大田撰津守様延享_(二七四七) 卯歲小笠原様卜御入_(二七五〇)

替。辰歲惣高免壹歩増。同未歲右_(二七五二)

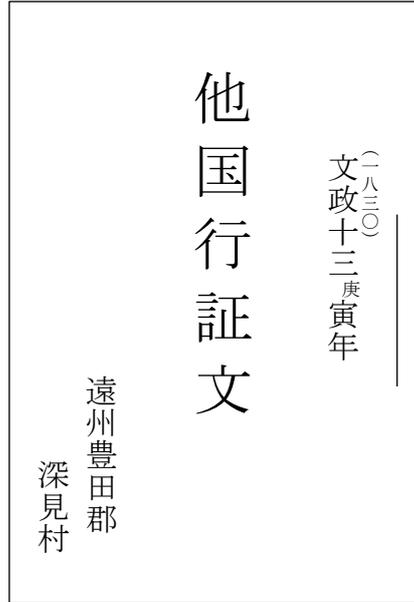
段免小笠原様御極_メ之場所五歩免ハ

壹ツ増、壹ツ五歩ニ成。式勺壹ツも右同

新田六歩増壹ツ壹歩成_ル。

(堅帳、縦 312mm × 横 198mm × 厚 1mm)

（表紙）



(1才) 差上申一札之事

- 一 江戸深川題目町浅間屋方右衛門方ニ
（天明） / （一七八二）
 四十九年以前寅年方奉公仕罷有候。
（カ） / （以下同）
 - 一 御他領中田村弥次郎方ニ（又七）
（寛政五） / （一七九三）
 以前丑年方奉公仕罷有候。
 - 一 当国法多山一乘院方ニ三十五年
（寛政八） / （一七九六）
 以前辰年方奉公仕罷有候。
 - 一 御他領友永村傳右衛門方ニ廿八年
（享和三） / （一八〇三）
 以前亥年方奉公仕罷有候。
- 直藏伯父
 ○勘之（押紙） / （ママ） 七十七才
（又助）
- 金五郎娘
 ○みや 四十才
- 孫兵衛兄
 万蔵 五十才
- 市蔵 六十七才

(1ウ)

一 江戸赤坂伝馬町二丁目三河屋平八方^{(文化)ノ(八〇五)}廿六年以前丑年方奉公罷有候。 ○傳藏 四十八才

一 皆川森之助様一言村御陣屋^{(文政七)ノ(八二四)}ニ七ケ年 善次郎 五十七才
以前申年方奉公仕罷有候。

一 御他領上山梨村九郎兵衛方^{(文化五)ノ(八〇八)}ニ式拾^(又式)三ケ年 幸藏 五十七才
以前辰年方奉公仕罷有候。

一 御他領川井村仙之助方^{(文化八)ノ(八二二)}ニ式拾ケ年 ○母 七十五才
以前巳年方奉公罷有候。 傳藏

一 右同断 兄弟 ○力藏 三十五才

一 御他領明ヶ嶋村弥左衛門方^{(文化六)ノ(八〇九)}ニ廿式ケ年 万吉 ○女房 五十八才
以前巳年方奉公仕罷有候。

一 右同断 同人娘 ○多ん 三十四才

一 右同断 同人子 亀吉 三十才

一 菅谷兵庫様西嶋御陣屋^{(文政七)ノ(八二四)}ニ七ケ年以前申年方奉公仕罷有候。 孫四郎 五十七才

一 御他領鮫嶋村清左衛門方^{(文化十二)ノ(八一五)}ニ十六年 ぬい 三十九才
以前亥年方奉公仕罷有候。 平兵衛娘

(2ウ)

(2ウ)

(3才)

一 江戸神田小柳町老丁目遠屋嘉右衛門方〔異筆〕『子』代蔵〔文化十ノ一八二三〕拾八年以前酉年方奉公仕罷有候。四十四才

一 御他領上山梨村藤左衛門方十六ヶ年〔文化十二ノ一八一五〕以前亥年方奉公仕罷有候。駒吉林助子三十九才

一 江戸数奇屋町若佐屋源右衛門方〔押紙〕拾『六年』以前〔文化十三ノ一八一五〕亥年方奉公仕罷有候。甚助〔文ノ一八一五〕四十八才

一 駿州向新宿村江戸屋藤右衛門方〔カ〕拾三ヶ年以前寅年方奉公仕罷有候。佐吉〔又四郎〕廿三才おくま兄

一 江戸在本所松蔵町柏屋善右衛門方〔縁で囲まれている。林助子ノ一八二〇〕拾壹ヶ年以前辰年方奉公仕罷有候。平吉紋吉父四十四才

一 江戸数寄屋町山崎屋藤五郎方〔文政四ノ一八二二〕拾ヶ年以前巳年方奉公仕罷有候。作蔵傳吉子三十五才

一 江戸西鍋町山下御門先半兵衛方〔異筆〕『本入』○平吉平右衛門子三十二才〔文政八ノ一八二五〕

一 江戸築地小田原丁山城屋善兵衛方〔文政七ノ一八二四〕七ヶ年以前申年方奉公仕罷有候。平六三十二才

一 江戸御屋敷口丈御仲間御奉公四ヶ年〔文政十ノ一八二七〕以前亥年方相勤罷有候。弥左衛門四十七才

二

(3ウ) 一 『江戸御屋敷御仲間奉公相勤』^(採消) 直左衛門 廿九才
去子十二月御暇取同月 江戸 神田小柳町老丁目甲州屋
 久兵衛方ニ奉公仕罷有候。

一 『押紙』^(×) 御他領大谷村要右衛門方ニ四十年前
(寛政三ノ七九) 藤作 七十四才
 亥年方奉公仕罷有候。

一 芳谷兵庫様江戸御屋敷ニ四ヶ年以前 柏之助 三十二才
(文政十ノ八二七) 孫四郎子
 亥年方奉公仕罷有候。

一 御他領大谷村清六方ニ四ヶ年 佐助 三十六才
(文政十ノ八二七) 以前亥年方奉公仕罷有候。

一 右同断 女房 三十壹才
佐助

一 右同断 とも 八才
同人娘

(4才) 一 皆川森之助様一言村御陣屋伊藤忠助 女房 四十三才
(文政十ノ八二七) 方ニ四ヶ年以前亥年方奉公仕罷在候。
吉次郎

一 右同断 みゑ 廿式才
同人娘

一 『押紙』^(×) 掛川二藤町九兵衛方ニ四年前 久四郎 四十六才
(文政十ノ八二七) 亥年方奉公仕罷有候。
利兵衛娘

人数合四拾人内〔數字ママ〕
男三拾人
女拾人

(5ウ) 宗旨御改ニ付、当村中一家之穿鑿付証文差上申候。

然ル処当村之者右四拾人渡世多奉公ニ罷出申候。此者共罷

歸リ候ハ、早と御届ケ可ニ申上一候。宗門御改之節被ニ 仰渡一候御仕置之

趣、此者共、家内者共江も銘と為ニ申聞一勿論、諸事為ニ相背一聞敷候。

若切支丹宗門并ころび類族之者在レ之候歟、其外相違之儀

御座候ハ、私共如何様之曲事ニも可レ被ニ 仰付一候。為ニ其庄屋・組頭・

百姓代連判ニ手形仕、差上申添仍〔如脱〕而件。

(堅帳、縦 307mm×横 209mm×厚 1mm)

三 天保十年（一八三九）三月付け「往来手形一札之事」（五 深見戸長役場文書一四七六）

（包紙上書）

「往来手形一札入」

往来手形一札之事

一、作州南条郡仏教寺村伊吉

右之者、此度志願御座候ニ付、日本

廻国ニ罷出候。宗旨者代と真言宗、

拙寺檀那ニ紛無ニ御座一候。依レ之國と諸と

御関所無ニ相違ニ御通シ可レ被レ下候。若又行暮候

節者、止宿御願申入候。万一途中ニ而

病死等仕候共、其御所之以ニ作法ヲ一

御取計可レ被レ下候。其節当方江御届ケ及

不レ申候。為ニ後日ニ往来手形一札依而

如レ件。

（一八三九）
天保十年

同所

三月日

仏教寺（印）

御関所

御役人衆中様

在町 御役人中

（堅紙。包紙縦 380mm×横 366mm。文書縦 344mm×横 549mm）

四 弘化二年（一八四五）九月付け『掛川城主入替并免増長』（寺田進家文書一五）

（表紙）

弘化二年

掛川城主入替并免増長（帳）

巳九月吉日 記是置

（1才）

一、遠江国掛川城主伊井様（并伊以下同）寄之御代替之扣并免増之事

慶長九（一六〇四）甲辰年御検地

八町九反（拾七）式畝五分二成候。

掛川伊井様御代（一六五九）

万治二（一六六三）己亥年方寛文三年迄差出し

式町（一六五九）老反三畝十三分（二六五九） 亥新田（一六五九） 田起

（1ウ）

掛川伊井様御代（一六六〇）

老町四反七畝拾四分 川原新田

伊井様御代（一六六五）

寛文五（一六六五）乙巳年

三町七反九畝拾九分 新田起

(一六二) 慶長拾八丑年満水ニ而川西拾町余損地ニ

成候。其後追々起返リ、伊井様御代人町四反余ニ

成ル。小笠原様御代四反余起、当御代大田様

惣改メ為レ被レ遊、壹町七反^{七畝}起、六町貳反六畝六分ハ

慶長年中之金永引也。

伊井兵部様御代

天和年中・元禄年中・宝永年中

三度満水ニ而田地損破致、免下荒地永引ニ成ル。

小笠原様御代

(一七二) 享保拾三年申年八月満水ニ而、山梨堤切

込、田畑大破御取固無^固レ之、壹反ニ付貳斗宛

御拝借被^レ下候。

(2ウ) 小笠原様御代

(一七三) 元文^{戊午}午年六月大水。山梨堤切込大破、立

毛無^レ之。御米貳百俵五ヶ年賦ニ被^レ下候。

小笠原山城守御代

(一七四) 元文五申年吳々午年損地共不^レ残御

見分之上高百廿石余免五分ニ被^レ為^レ仰附^一、

其外貳ツ壹分ニ而も被^レ仰付^一、小笠原山城守

御家中森伴藏様其外御見分奉行

其外御代官・目附役都合拾八人余五日

御見分被^レ遊、右之段免相定候。

(一七五) 宝永酉年

松平遠江守様小笠原山城守様御国替

被^レ仰附^一、右山城守様御代酉年定免之五ツ

三分定候也。但シ遠江守五ヶ年御取固^固平

(3 ㊦)

場右定免也。

大田撰津守延享卯年(七四七)小笠原様入替

辰年惣高免(七四八)分増。同未歳右段免(七五)

小笠原様御極メ之場所五分免又々(七五)増

壹ツ五分(七五)成ル。貳ツ壹ツも右同断、新田

六分増、壹ツ壹分(七五)成候。

田畑合三拾五町三反九畝貳拾壹分

内

五町八反九畝五分 永引

拾分 西堤鋪引

四畝分 亥起同断引

三反廿壹分 本免同断引

四畝壹分 畑堤鋪引

貳畝六分 田方同断

三畝拾三分 田方井通代引

貳反廿七分 卵石入引

壹畝拾八分 田方川欠

三畝廿分 畑方同断引

小以六町三反貳畝拾七分

残

貳町八反六畝貳拾八分

此訳

田貳拾町六反五畝十三分

内

拾五町五反八畝貳拾五分 六免

貳反八畝八分 免三ツ貳分

五反十貳分 未四ツ

(4 ㊦)

(4ウ)

四町貳反七畝貳拾八分
畑八町貳反壹畝十五分

壹七

内

六町六反貳畝廿七分

本免

七反三畝貳拾分

未四ツ

六畝五分

三ツ二分

七反八畝廿八分

壹ツ七分

壹町六反五畝三分

亥新田

内

五畝拾七分

卵石入引

貳畝分

モ中西堤引

四畝分

三ツ九分

残壹町五反三畝拾貳分^{式三}_六

此訳

田五反三畝廿六分

内

壹反六分

壹ツ七分

四反三畝十六分

三ツ九分

畑九反九畝廿四分

内

壹反壹畝廿四分

壹ツ壹分

八反八畝分

三ツ九分

三町七反四分

巳新田

内

七畝貳拾四分

川欠

(5ウ)

残三町六反弍畝十分

内訳

田老町八せ老分

四反四畝老分

六反四畝老分

畑弍町五反四畝九分

内

老町老反二分

老町四反四畝四分

老ツ七分

免弍ツ

老ツ老分

弍ツ

(5ウ白紙)

(6才)  七畝カ

(裏表紙)

遠州豊田郡

深見村

東向

寺田氏三郎右衛門

(縦帳、縦 288mm × 横 202mm × 厚 1mm)

五 嘉永六年（一八五三）十一月付け「奉差上濟口之事」（深見村方文書八九）

奉差上濟口之事

齋藤左源太知行所山名郡上大原村

庄太夫商木太田川筋下ケ方之儀ニ付、

太田撰津守領分豊田郡深見村

伊作・兼吉・市十・村藏、右四人江相懸リ、目安を以

当六月中懸川御役所江庄太夫及

出願候ニ付、右相手方四人よりも御領主

御役場迄及返答書御吟味中之所、

種々重キ御利解も有レ之候。市場村正兵衛

内済取扱ニ立入、双方申分之廉ニ承、糺候所、

右川下ケ木取扱筋ニ付而者、右四人之者

取計方不穩ノ目俣之取計も有レ之ニ付、庄太夫

申立之条々無レ扱次第尤ニ相聞候得共、右ニ者

行違之義も有レ之候ニ付、申分之廉ニ者取扱

之者江貴ひ請、内済為趣意与今般金拾五両

深見村より庄太夫方江出金尤向後

右躰川下ケ木等有レ之候共、貞実正路取扱可

レ申儀勿論之筈。右ニ而双方聊無ニ申分ニ

至極納得内済熟談およひ候処相違

無レ之、全御威光故之儀与難レ有仕合ニ

奉レ存候。右之通内済熟談相整ひ候上者、

右一件御願下ケ仕度、此段訴答連印

を以奉ニ願上ニ候。何卒願之通被ニ仰付ニ

被ニ下置ニ候様奉ニ願上ニ候。以上。

(二八五三)
嘉永六_丑年十一月

齋藤左源太知行所

山名郡

上大原村

訴詔人

庄太夫

差添

親類

甚藏

組頭

御領分豊田郡

深見村

相手方

伊作

兼吉

市十

村藏

組頭

又兵衛

同

金三郎

同

惣左衛門

取扱人

市場村

正兵衛

掛川
御役所

(巻紙 縦 309mm×横 1249mm)

六 巳年（一八五七）三月付け「乍恐以書付奉願上候」（深見村方文書九〇）

乍恐以書付奉願上候

一、当村前と方借金多御座候処、嘉永五子・同六丑年之儀者前代稀成大干魃凶作。同七寅年十一月四日大地震ニ而村中居屋小屋皆潰川通堤等悉滅所ニ相成、所と変地いたし極難言語ニ難ニ申演一候処格別之 御仁恵を以て御救米等被ニ下置（~~×~~採）、川通之義者翌卯年国役御普請被ニ成下一、変地場者御引地ニ被ニ成下ニ難レ有仕合ニ奉レ存候処、同年七月大水ニ而上山梨村・牛飼村并ニ当村之内川通堤数ヶ所及切所村中一円水冠石砂押込、小屋掛住居所と押流し、或者麦作取入者又者少と貯有レ之候米麦も不レ残水腐同様ニ相成、道路ニ出テ日を送リ候処、秋中（~~×~~季）氣候不順、其上□□之大風雨ニ而大違作ニ相成、御検見御引方被ニ下置一、猶亦川通は御普請被ニ成下一、且拝借金を以右荒地起返等も追と仕、漸取統罷在候処、又と去ル辰年八月古今稀成大風雨之節上山梨村川通堤切所ニおよひ当村川東之坪は一円水冠川西之坪逆も稲作伏込殊之外違作ニ相成候得共御検見不レ奉レ願、御年貢上納者仕候得共、取統難出来猶又金子拝借奉願漸年越仕難レ有、且又当村為相統川除助成金兼厚 思召を以御出来ニ相成旁以御普請之義御手厚ニ被ニ成下一村中一統安心仕重と難レ有仕合ニ奉レ存候。扱又前文奉ニ申上ニ候通災害打統極難ニ□格外之増借

四百六十九兩卷分

当时拝借金千三百兩余四百六十九兩卷分与相嵩八文六分九厘弍毛元金返上之義者不レ及

申上、年々御利足上納も難ニ出来、殊ニ村高本田八百

七拾九石弍斗五升新田高七拾四石八升五合荒地多ニ而

日夜心痛精と相談仕、御立入岡田佐平治殿江打願申入候処、

当 御時節柄之儀等専御申聞、是迄者相こらゑ候得共

迎も此俣ニ而者村方永統難ニ出来一詰リ退転ニも可ニ相成一与

一同勤を失ひ罷在候ニ付、何卒村方相続仕候様御仕法

被ニ成下一度当春ニ相成奉ニ願上一候処品と御利解ニ付

程と様と評義に村中家数百六軒之内六拾弍軒之者拝借

金百五拾五兩弍分弍朱弍余有レ之候得共、此俣ニ而細とも相暮し候積り

残四拾四軒之者別紙調帳奉入御口候通持高

四百四拾四石七斗六升弍合弍勺弍撮借金壹千三百拾三兩三分余外ニ

内借金も有レ之迎も此俣ニ而者難ニ立行一艱難至極ニ付

何様之御厳法ニ而も急度勤行可レ仕候間、四拾三軒

相続之道 御仕法被ニ成下一置候様、村中一同

奉ニ願上一候。右願之通御聞濟被ニ成下一置候ハ、

広太之 御仁惠難レ有仕合ニ奉レ存候。

以上。

深見村

百姓惣代

同

巳三月

五郎兵衛

同

三 太夫

同

甚左衛門

織本兵八様

同
平兵衛
同
四郎大夫
組頭
三郎右衛門
同
金右衛門
同
金三郎
同
与兵衛

(巻紙、縦 310mm×横 1270mm)

七 安政四年（一八五七）七月二十三日付け「乍恐以書付奉願上候」（深見村方文書九一）

乍恐以書付奉願上候

一、当月八日大雨満水ニて当村川西式ヶ所

切所堤法越水多并ニ小藪川通大水ニて

惣法越一円水冠、川東坪当村堤法越

上山梨村ニて東江切込、殊之外大水一円水冠ニ

相成、猶亦廿二日夜満水右同断之義ニ御座候者、

田方出穂（~~文之~~）前之時節ニ御座候間、隙ニも可ニ相成一与

奉レ存候。得共未夕出穂不レ致分七分通も御座候。

ニ付、何共御願難申上義ニ付、出穂（~~■~~）

見定（~~近否~~）之故御願申上度奉レ存候。以上（~~得見定之上~~）

深見村

組頭

（一八五七）
安政四（~~巳~~）年七月廿三日 三郎右衛門（印）

同村

同断

金三郎（印）

同村

同断

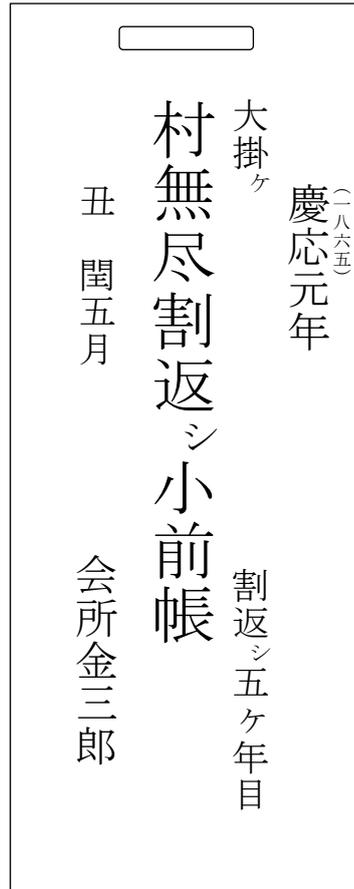
与兵衛（印）

織本兵八様

(罫紙 縦 308mm × 横 423mm)

八 慶応元年（一八六五）『村無尽割返シ小前帳』（深見村方文書七四）

（表紙）



(1) 大掛ケ六分五里り 三右衛門

一、金拾六兩壹分

り永式貫百

永五拾八文五分引

指引

永式貫五拾四文

為金式兩下（印）濟

三百四拾九文

大掛ケ 壹分 金十

一、金式兩式分

り永參百廿五文

永九文引

引て

永三百拾六文

為金 壹分一朱_下

貳拾貳文

〃廿六日 請取

大掛_ケ 五_り 伴七

一、金壹兩壹分

り永百六拾貳文五分

永四文五分引

指引

永百五拾八文

為金貳朱_下

貳百拾四文

(印)

(1ウ)

大掛_ケ五_り 丑之助

一、金壹兩壹分

り永百六拾貳文五分

永四文五分引

指引

永百五拾八文

為金四朱_下 (印)

貳百拾四文

亥年分 貳百八十七文不足 (印)

大掛_ケ壹分五_り 九左衛門

一、同三兩三分

り永四百

〔文廿九文〕

■ ■ ■

八拾七文五分

永拾三文五分引

指引

永四百七十四文

為金壹分三朱_下 (印)

貳百三拾六文

大掛ケ四分 嘉右衛門

一、同拾兩

り永壹貫三百文

永三拾六文引

指引

永壹貫貳百六拾四文

為金壹兩壹分_下

(印) 八拾七文 (印)

(2才)

大掛ケ四分 嘉平太

一、同拾兩

り永壹貫三百文

永三拾六文引

指引

永壹貫貳百六拾四文

為金壹兩壹分_下 (印)

八拾七文

廿六日 (印)

壹兩一分請取

八十七分

〔又内〕

相濟

大掛ケ貳分 平左衛門

一、同五兩

り永六百五拾文

永拾八文引

指引

永六百三拾貳文

為金貳分貳朱_ト

四拾四文

大掛ケ貳分五り (印) 吉左衛門

一、同六兩壹分

り永八百拾貳文五分

永貳拾貳文五分引

指引

永七百九拾文

為金三分_ト

貳百五拾八文 (印)

(2ウ)

大掛ケ 壹分五り 彦五郎

一、金三兩三分

り永四百八拾七文五り

永拾三文五分引

指引

永四百七拾四文

為金壹分三朱_ト

式百三拾六文

内ノ廿六日頃

壹分請取

壹分 松藏

一、同式兩式分

り永三百廿五文

永九文引

指引

永三百拾六文

為金壹分一朱_ト(印)

廿式文

式分 甚左衛門

一、同五兩

り永六百五拾文

永拾八文引

指引

永六百三拾式文

為金式分式朱_ト(印)

四拾四文

(3才)

壹分 傳五郎

一、同式兩式分

り永參百廿五文

永九文引

指引

永三百拾六文

為金壹分一朱_下

廿式文(印)

六月二日

内金壹分取

壹朱_下廿式文取

金五郎

一、同式兩式分

り永三百廿五文

永九文引

指引

永三百拾六文

為金壹分一朱_下

廿式文

内

壹分一朱受取

紋助

一、同式兩式分

り永三百廿五文

永九文引

指引

永三百拾六文

為金壹分一朱_下(印)

永拾式文

(3カ)

大掛ケ

弥治郎

一、金貳拾五兩

り永三貫貳五拾文

永九拾文引

指引

永三貫百六拾文

為金三兩貳朱ト

貳百貳拾七文

内

金壹兩請取

引テ残貳兩貳朱ト

廿九日

貳百廿七文不足

内

金壹分貳朱

り永大掛ケ出金分

請取

拾三貫文

是ヲ小掛ケ

拾六口割

壹口ニ付

○永八百拾貳文五分

内 拾四口 小前分

貳口 御用達分

永壹貫六百廿五文

是ヲ拾八口割

(☆)

壹口ニ付

○永九拾文貳分七り

○印

小掛ヶ壹分
二〇、永九百弍文七分七厘

(☆ 左に九〇度顛倒)

「出分金」

惣、金拾兩三朱下

壹貫九百三文」

(4カ)

〃廿六日

入金壹兩壹分

嘉平太分

平兵衛方

請取

一、入金壹分

彦五郎

請取

〃廿六日

入金弍朱下

伴七

弍百十四文

〃廿六日

入金壹分一朱下

金十

廿弍文

引

一、錢三貫七拾八文

九左衛門

六月二日

金老分

傳五郎

一、老分式朱

弥次郎

(横帳、縦 130mm × 横 344mm × 厚 2mm)

（表紙）

去子割返分

割返し五ケ年目

村無尽割返し小前帳

（一八六五）

慶応元年丑六月渡ス

会所金三郎

（1カ） 大掛方寄金割取覚

一、金拾両三朱下

老貫九百三文

是ヲ

拾四口ニ割

為錢六拾八貫百廿老文

目詰して

六拾六貫三百九拾七文

老口ニ付

四貫六百七拾老文

（1カ） 一、元金貳両貳分 又兵衛

割返し

金貳分三朱_ト

セニ三百八拾八文

七月十三日夜辰次^カ方相渡し (印)

一、元金貳兩貳分 三郎右衛門

割返し

貳分三朱_ト

セニ三百八拾八文 (印)

内貳分貳朱弥次郎まわり

七月十三日老朱_ト

三百八十八文辰次方相渡し

一、元金老兩 平兵衛

り金老分 (印)

セニ三百拾八文

一、元貳分 半右衛門

り金貳朱_ト (印)

百五拾七文

(2オ)

元貳分 仁右衛門

り金貳朱_ト (印)

百五拾七文

元貳分 久右衛門

り金貳朱_ト

百五拾七文(印)

元貳分貳朱 吉右衛門

り金貳朱_ト

セニ四百三文(印)

元壹分貳朱 彦五郎

り金壹朱_ト (印)

三百廿貳文

(2ウ)

一、元壹分 松蔵

り四百八拾三文(印)

一、元貳分 甚左衛門

り金貳朱_ト

百五拾七文(印)

一、元壹分 傳五郎

り四百八拾三文

六月廿日 相渡し(印)

一、元壹分 金五郎

り四百八拾三文(印)

七月七日 相渡し

(3オ)

一、元壹両 長八

り金壹分_ト (印)

三百拾八文

一、元貳分 松右衛門

り

金貳朱_ト(印)

百五拾七文

一、元貳分 市右衛門

り金貳朱_ト(印)

百五拾七文

一、元壹分(印) 弥左衛門

り

四百八拾三文(印)

(3ウ)

一、元壹分 庄次郎

り四百八拾三文

一、元貳両 卯兵衛

り金貳分一朱_ト(印)

貳百三拾壹文

『辰二郎方相渡し』
(異筆)

一、元壹分 善十

り四百八拾三文(印)

一、元壹分 伊兵衛

り 四百八拾三文（印）

(4カ) 一、元弍兩弍分 寅藏

り

金弍分三朱_ト

三百八拾八文（印）

七月廿七日相渡し

一、元壹兩弍分 金三郎

り

金壹分三朱_ト

七拾文

一、元壹分 林藏

り 四百八拾三文（印）

一、元壹分 平七

り 四百八拾三文（印）

(4ウ)

一、元壹分 治郎八

り 四百八拾三文

一、元壹分 九右衛門

り 四百八拾三文（印）

一、元貳兩貳分 宗左衛門
り

金貳分三朱_ト(印)
三百八拾八文

一、元壹兩壹分 伴右衛門
り

金壹分一朱_ト(印)
三百九拾六文

一、元壹兩壹分 金右衛門
り

金壹分一朱_ト
三百九拾五文(印)
六月廿日相渡し

(5才)

一、元壹兩壹分 勘兵衛
り

金壹分一朱_ト
三百九拾五文(印)

一、元壹兩壹分 与兵衛
り
金壹分一朱_ト

三百九拾五文

一、元貳分 半五郎
り

金貳朱_ト(印)
百五拾七文

一、元壹兩 三太夫
り金壹分_ト(印)
三百拾八文

一、元貳分 金左衛門
り金貳朱_ト(印)
百五拾七文

(5ウ)

一、元貳分 太次兵衛
り金貳朱_ト(印)
百五拾七文

一、元三分 庄左衛門
り金三朱_ト
貳百三拾八文
相渡し

一、元壹分 源次
り四百八拾三文(印)

一、元壹分 五郎太夫
り四百八拾三文(印)

一、元壹分 半太夫

り四百八拾三文^(印)

(6 ㉔)

一、元弍分 善兵衛

り金弍朱_ト

百五拾七文^(印)

七月七日 相渡し

一、元弍分 長十

り四百八拾三文^(印)

一、元弍分 源蔵

り四百八拾三文

使庄左衛門相渡し

一、元弍兩弍分 大工川

久兵衛

り弍分三朱_ト ^(印) 五郎左衛門

三百八拾八文

一、元弍分 紋助

り四百八拾三文^(印)

(6 ㉕)

六月廿日

一、金弍分一朱_ト 金右衛門

三百九十五文

〃

一、四百八十三文 傳五郎

〃廿二日

一、金貳朱_下 久右衛門

百五十七文 相渡し

七月一日

一、金貳朱_下 仁右衛門

百五十七文

七月七日

一、金貳分^{〔又貳〕}壹朱_下 卯兵衛

貳百三十一文

辰次郎方

相渡し

七月七日

一、貳朱_下 善兵衛

百五十七文

相渡し

〃十二日

一、三朱_下 庄左衛門

貳百三十八文

〃十二日

一、四百八十三文 源藏

(7 才)

式分一朱_下 卯兵衛

式百三十八文

一、四百八十三文 金五郎

一、金式分一朱_下 卯兵衛

式百三十一文

一、同式分三朱_下 又兵衛

三百八十八文

一、_レ式分三朱_下 三郎右衛門

三百八十八文

七月廿七日

一、金式分三朱_下 寅藏

三百廿八十八文

八月廿四日

一、金式朱_下 金左衛門

百五十七文

同晦日

一、四百八拾三文 半太夫

九月九日

一、金貳分三朱_下 宗左衛門
三百八十八文

(7ウ) 九月九日

一、壹分_下 庄兵衛
三百十八文

〃
一、貳朱_下 松右衛門
百五十七文

〃
一、貳分三朱_下 傳兵衛
九兵衛
三百八十八文

〃十一日
一、壹分一朱_下 伴右衛門
六百九十五文

〃
一、四百八十三文 善十

〃十三日
一、金貳朱_下 多次兵衛
百五十七文

〃十四日

一、金貳朱_下

百五十七文

半五郎

(横帳、縦 136mm×横 341mm×厚 2mm)

△深御賢察奉願上_二度、道中

御奉行所様_江御宿方_方宜敷被_二仰達_一、村方愚昧

之者不調法御扱分被_二下置_一御救筋を以御執成奉_二

願上_二度、村役人共一同連印仕、歎願書奉_二差上_一候。以上・

太田綱次郎領分

(一八六五)
慶応元_五年十二月

豊田郡深見村

組頭

五郎兵衛

〃

吉左衛門

〃

金三郎

(紙継目糊外札)

掛川宿

御問屋
中

御年寄

(巻紙、糊外札、断簡一 縦 289mm×横 (782) mm、断簡二 86・2 縦 289mm×横 (91) mm)

一一 丑年十二月付け「乍恐以書付御届奉申上候」(深見村方文書八七)

乍恐以書付御届奉申上候

一、今般掛川宿当分助郷

御印状御地領市場村始メ

数村廻覽^カ之處、見取村方

当村方^{江去ル}九日夜到来。

拝見之上太田村へ繼立^カ候處、

村方ニおいて不調之廉

有て^カ順達^カ□出来、

必□僞略之故之義

役人共不行届、恐入、

其筋へ御歎願いたし呉

候様宿方同人共^ト書^面ラ

以頼置□□□仕、奉□□合

以上。

丑十二月 深見村

組頭

同

織本兵八様

(堅紙、縦 157mm×横 337.5mm)

一一 慶応二年（一八六六）八月付け「往来一札之事」（五 深見戸長役場文書一四八二）

往来一札之事

一 村方百姓兼之丈、当寅四拾才、女房

三拾八才。右之者今般仍_二出願_一、神社

仏閣為_二二拝礼一罷出候間、行掛り

宿差支候ハ、一宿御取計奉_二願上_一候。病

氣万一相煩候は、其所之御左法被_二

成下_一候様願上候。為_二其往来一札_一如_レ件。

（一八六六）
慶応二年寅年

八月

信州伊那郡

知久左衛門五郎

知行所田村と名主

吉左衛門（印）

宿_と御役人御衆中
村_と

（堅紙、縦 290mm×横 396.5mm）

一三 慶応二年（一八六六）『村無尽割返小前帳』（深見村方文書八二）

（表紙）

（一八六六）
慶応二年 六本目

村無尽割返小前帳

寅十二月会所三右衛門

（1才） 小掛割返

一、金貳兩貳分 又兵衛

（1ウ白紙）

（2才） 小掛十四口ニ割返

元金三十五兩也

金壹兩ニ付

永貳百九拾九文四分貳り

一、元金貳兩貳分 又兵衛

割返シ

金貳兩三朱_ト (印)

四百三十老文

一、元金貳兩貳分 三郎右衛門

割返

金貳分三朱_ト (印)

四百三十老文

(2ウ)

一、元金壹兩 平兵衛

返シ金壹分_ト (印)

三百五十老文

一、元金貳分 半右衛門

返シ金貳朱_ト

百七十三文 (印)

一、元金貳分 仁右衛門

り金貳朱_ト

百七十三文 (印)

一、元金貳分 久右衛門

り金貳朱_ト

百七十三文 (印)

(3㉔)

一、元金貳分貳朱 吉左衛門
り金貳朱_ト

四百四十四文(印)

一、元金壹分貳朱 彦五郎

り壹朱_ト

三百五十五文(印)

一、元金壹分 松蔵

り壹朱_ト

八十四文(印)

一、元金貳分 甚左衛門

り貳朱_ト

百七十三文(印)

一、元金壹分 傳五郎

り壹朱_ト

八十四文(印)

(3㉕)

一、元金壹分 金五郎

り壹朱_ト

八十四文(印)

一、元金壹兩 長八

り壹分ト

三百五十壹文（印）

一、元金貳分 松右衛門

り貳朱ト

百七拾三文（印）

一、元金貳分 市右衛門

り貳朱ト

百七十三文（印）

一、元金壹分 弥左衛門

り壹朱ト

八十四文（印）

（4枚）

一、元金壹分 庄二郎

り壹朱ト

八十四文（印）

一、元金貳両 卯兵衛

り金貳分一朱ト（印）

貳百五十四文

一、元金壹分 善十

り壹朱ト

八十四文（印）

一、元金壹分 伊兵衛
り壹朱_ト

八十四文(印)

一、元金貳兩貳分 寅藏

り金貳分三朱_ト(印)

四百三十壹文

(4ウ)

一、元金壹兩貳分 金三郎

り金壹分三朱_ト

七十六文(印)

一、元金壹分 林蔵

り壹朱_ト

八十四文(印)

一、元金壹分 平十

り壹朱_ト(印)

八十四文相渡ス

一、元金壹分 次郎八

り壹朱_ト

八十四文(印)

一、元金壹分 九右衛門

り壹朱_ト

八十四文(印)

(5わ)

一、元金貳兩貳分 惣左衛門

り金貳分三朱_ト

四百三十老文(印)

伴右衛門

一、元金壹兩壹分

り壹分老朱_ト 濟

四百三十九文

正月九日相渡_ス

金右衛門

一、元金壹兩壹分

り壹分老朱_ト

四百三十九文(印)

勘兵衛

一、元金壹兩壹分

り壹分老朱_ト

四百三十九文(印)

与兵衛

一、元金壹兩壹分

り壹分老朱_ト

四百三十九文(印)

(5カ)

一、元金貳分 半五郎

り金貳朱_ト

百七拾三文(印)

一、元金壹兩 三太夫

り壹分_ト

三百五拾壹文(印)

一、元金貳分 金左衛門

り貳朱_ト

百七十三文(印)

一、金貳分 太次兵衛

り貳朱_ト

百七十三文(印)

一、元金三分 庄左衛門

り三朱_ト

貳百六拾壹文(印)

(6才)

一、元金壹分 源次

り壹朱_ト

八十四文(印)

一、元金壹分 五郎太夫

り壹朱_ト

八十四文

一、元金貳分 善兵衛

り貳朱_ト

百七十三文(印)

長十(印)

一、元金壹分

り壹朱_ト

八十四文(印)

源藏

(6ウ)

一、元金壹分

り壹朱_ト

八十四文(印)

大工川

一、元金貳両貳分 九 兵衛(印)

り貳分三朱_ト 五郎左衛門

四百三十壹文(印)

紋助

一、元金壹分

り壹朱_ト

八十四文(印)

(7オ)

十二月 出口

廿六日 大工川

一、金貳分三朱_ト

四百三十壹文

一、金壹朱_下 甚左衛門

八十四文

(横帳、縦 131mm × 横 336mm × 厚 2mm)

一四 慶応二年（一八六六）『村無尽割返取立帳』（深見村方文書八三）

（表紙）

慶^{（一八六六）} 応 二 年 六 年 目
村無尽割返取立帳
寅十二月 会所三右衛門

（1 村） 大掛寄金

六分五り 三右衛門

一、金拾六兩壹分

り永式貫百拾式文五分

内

永^{（一八六六）}五拾八文五分引

残^り

永式貫五拾四文

為金式兩^下

三百八十六文

金十

老分

一、金式兩式分

り永三百廿五文

内永九文引

残り永三百拾六文

為金壹分壹朱ト

廿五文

(1ウ)

五り 伴七

一、金壹兩壹分

り永百六拾貳文五分

内永四文五分引

残り永百五拾八文

為金貳朱ト

貳百三拾六文

丑之助

五厘

一、金壹兩壹分

り永百六拾貳文五分

内永四文五分引

残り百五拾八文

為金貳朱ト

貳百三拾六文

(2オ)

一、金三兩貳朱

壹分五り 九左衛門

一、金三兩三分

り永四百八拾七文五分

内永拾三文五分引

残り永四百七拾四文

為金壹分三朱_ト

貳百六拾文

四分

嘉右衛門

一、金拾兩

利永壹貫三百文

内永三拾六文引

残り永壹貫貳百六拾四文

為金壹兩壹分_ト

百壹文

(2ウ)

四分

嘉平太

一、金拾兩

利永壹貫三百文

内永三十六文引

残り壹貫百六拾四文

為金壹兩壹分_ト

百壹文

貳分

一、金五兩 平左衛門

利永六百五拾文

内永拾八文引

残リ永六百二拾貳文

為金貳分貳朱卜

四拾八文

(3カ)

貳分五り

吉左衛門

一、金六兩壹分

利永八百拾貳文五分

内永廿貳文五分引

残永七百九拾文

為金三分卜

貳百八拾五文

壹分五り

彦五郎

一、金三兩三分

利永四百八拾七文五分

内永拾三文五分引

残リ永四百七拾四文

為金壹分三朱卜

貳百六拾壹文

(37)

壹分

松藏

一、金貳両貳分

利永三百廿五文

内永九文引

残リ永三百拾六文

為金壹分一朱_下

廿五文

貳分

一、金五両 甚左衛門

利永六百五拾文

内永拾八文引

残リ六百三拾貳文

為金貳分貳朱_下

四十九文

(47)

壹分

傳五郎

一、金貳両貳分

利永三百廿五文

内永九文引

残リ永三百拾六文

為金壹分壹朱_下

廿五文

壹分 金五郎

一、金貳兩貳分

利永三百廿五文

内永九文引

残り永三百拾六文

為金壹分壹朱_下

廿五文

(4ウ)

壹分 紋助

一、金貳兩貳分

利永三百廿五文

内永九文引

残り永三百拾六文

為金壹分一朱_下

廿五文

弥次郎

一、金貳拾五兩

利永三貫貳百五拾文

内九拾文引

残り永三貫百六拾文

為金三兩貳朱_下

内金壹兩 請取

残り金貳兩貳朱_ト

永三十六文不足

(5才)

永拾三貫文

内

大掛口ニ有引

永三百六拾文引

残り

永拾貳貫六百四拾文

内

永貳貫百六拾文

弥次郎分

不足

引残り

永拾貫四百八拾文

是_ラ小掛拾四口ニ割

壺口ニ付

永七百四拾八文五分七_リ受ケ

寄_ル

金拾兩壹分三朱_ト

三百六文

(6才)

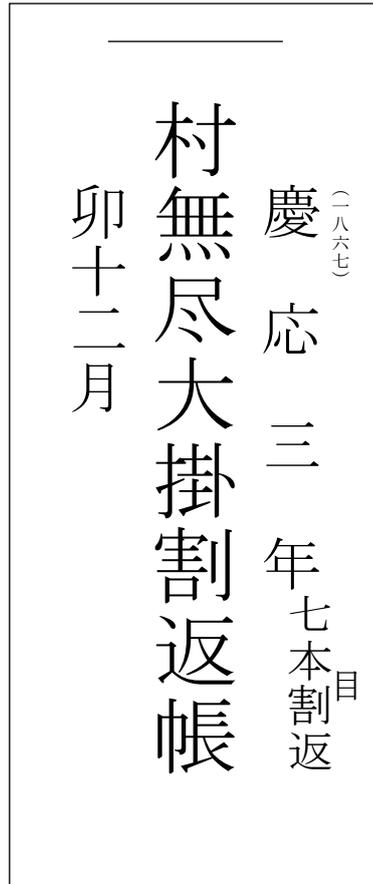
入金

十二月廿一日

一、金壹兩 弥二郎

(横帳、縦 132mm×横 335mm×厚 2mm)

（表紙）



(1 村)

大掛出金

六分五り

三右衛門

一、元金拾六兩壹分

利永弍貫百弍弍文五分

内

永五十八文^{五分}五分引

同三十六文壹分引

引残^リ

永弍貫拾七文九分

為金弍兩^下 (印)

(印) 百六十六分

金十

壹分

一、元金弍兩弍分

り永参百廿五分

内永九文引

同五文五分五り

引残

永三百拾文四分五り

五文四分四り

為金壹分ト

(印) 五百六十六分 (印)

(1ウ)

五り

伴七

一、元金壹両壹分

り永百六拾貳文五分

内永四文五分引

永貳文七分七り引

引残永百五拾五文貳分三り

(印) 為金貳朱ト (印)

貳百八十三文

丑之助

五り

一、元金壹両壹分

り永百六十貳文五分

内永四文五分引

同貳文七分七り引

引残り百五拾五文貳分三り

為金貳朱_下 (印)

(印) 貳百八十壹文

(2カ) 壹分五り 九左衛門

一、元金三兩三分

り永四百八拾七文五分

内永拾三文六分引

永八文三分貳り引

引残り永四百六拾五文六分八り

為金壹分三朱_下

(印) 貳百六拾三文 (印)

四分

一、元金拾兩 嘉右衛門

り永壹貫三百文

内永三拾六文引

永廿貳文貳分引

引残り永壹貫貳百四拾壹文八分

為金壹兩^三■_三■_三三朱_下

(印) 貳百七拾三文 (印)

五百拾文

(2ウ) 四分 嘉平太

一、元金拾兩

り永壹貫三百文

内永三拾六文引

永式十式文式分引

引残リ永壹貫式百四拾壹文八分

為金壹兩三朱ト

(印) 五百拾文 (印)

式分 平左衛門

一、元金五兩

り永六百五拾文

内永十八文引

永拾壹文壹分引

引残六百廿文九分

為金式分壹朱ト (印)

(印) 五百四拾七文

(3*)

吉左衛門

式分五り

一、元金六兩壹分

り永八百拾式文五分

内永廿式文五分引

永拾三文八分七り引

引残リ永七百七拾六文壹分三り

為金三分ト (印)

(印) 式百四十四文

二

壹分五り 彦五郎

一、元金三兩三分

り永四百八十七文五分

内永十三文五分引

同八文三分引

引残り永四百六拾五文六分八り

為金壹分三朱_ト

(印) 貳百六十貳文 (印)

(3り)

壹分

松蔵

一、元金貳兩貳分

り永三百貳十五文引

井永九文 引

同五文五分五り引

引残り三百拾文四分五り

(印) 為金壹分_ト (印)

五百六拾六分

貳分

甚左衛門

一、元金五兩

り六百五拾文

内永拾八文 引

永拾壹文壹文引

引残り永六百廿文九分

為金貳分壹朱_ト (印)

(印) 五百四拾七文

(4㉔)

壹分

傳五郎

一、元金貳兩貳分

り永三百廿五文

内九文引

同五文五分九り引

引残り永二百拾文四分五り

為金壹分

(印)

(印) 五百六拾六文

壹分

金五郎

一、元金貳兩貳分

り永三百廿五文

内永九文引

同五文五分五り引

引残り永二百拾文四分五り

為金壹分

(印)

(印) 五百六十六文

(4㉕)

壹分

紋助

一、元金貳兩貳分

り永三百廿五文

永九文 引

同五文五分五り引

引残り二百拾文四分五り

為金壹分

(印)

(印) 五百六十六文

老口 弥二郎

一、元金貳拾五兩

り永三貫貳百五十文

内九十文引

永五十五文五分引

永貳貫百四文五分

掛不足

残り

引永老貫文(印)

(印) 為金老兩

(5才)

永拾貫三百拾三文五分
為金拾兩老分老朱_下

◎ 九文

(横帳、縦 131mm×横 337mm×厚 1mm)

一六 慶応三年（一八六七）『村無尽割返シ小前帳』（深見村方文書八五）

（表紙）

（一八六七）
 慶応三年 七本目
 村無尽割返シ小前帳
 卯十二月 会所 三右衛門

（表紙見返）

「大掛方割出金

永拾貫三百拾三文五分

割

小掛拾四口割返

元金三拾五兩割

但老兩ニ付

永式百九拾四文六分七リ

以上

（1才）

一、元金式兩式分

割返

（印）又兵衛

（印）金式分老朱ト（印）

四百五十九文

三郎左衛門

一、元金貳兩貳分

返リ金貳分三朱_下

(印) 四百五十九文 (印)

一、元金壹兩 平兵衛

返リ金壹分_下 (印)

(印) 四百拾九文

一、元金貳分 半右衛門

返リ金貳朱_下

(印) 貳百十文 (印)

(1ウ)

一、元金貳分 仁右衛門

返リ金貳朱_下 (印)

(印) 貳百十文

一、元金貳分 久右衛門

返金貳朱_下 (印)

(印) 貳百十文

相済

吉左衛門

一、元金貳分貳朱

返リ金貳朱_下

(印) 五百五拾四文 (印)

彦五郎

一、元金壹分貳朱

返リ金壹朱_ト (印)

(印) 四百四拾九文

(2カ)

一、元金壹分 松藏

(印) 返リ金壹朱_ト

百五文 (印)

一、元金貳分 甚左衛門

返リ貳朱_ト

(印) 貳百拾文 (印)

一、元金壹分 傳五郎

(印) 返リ金壹朱_ト

百五文 (印)

一、元金壹分 金五郎

返金壹朱_ト (印)

(印) 百五文

(2ウ)

一、元金壹両 長八

返リ金壹分 (印)

四百拾九文

一、元金貳分 柰右衛門

返リ金貳朱_ト (印)

式百十文

一、元金貳分 市右衛門

返リ金貳朱_ト

(印) 式百十文 (印)

一、元金壹分 弥左衛門

返リ金壹朱_ト (印)

(印) 百五文

(3カ)

一、元金壹分 庄次郎

(印) 返リ金壹朱_ト (印)

百五文

一、元金貳両 卯兵衛

(印) 返金貳分壹朱_ト (印)

式百十五文

一、元金壹分 善十

返リ金壹朱_ト

(印) 百五文 (印)

一、元金壹分 伊兵衛

返リ金壹朱_ト

(印) 百五文 (印)

(37)

一、元金貳兩貳分 孫右衛門

返り金貳分三朱_ト (印)

(印) 四百五十九文

一、元金壹兩貳分^{〔X〕} 金三郎

返り金壹分三朱_ト (印)

(印) 四拾壹文

一、元金壹分 林蔵

返り金壹朱_ト

(印) 百五文 (印)

一、元金壹分 平重

返り金壹朱_ト (印)

(印) 百五文

(47)

一、元金壹分 次郎八

返り金壹朱_ト (印)

(印) 百五文

一、元金壹分 九右衛門

壹朱_ト (印)

百五文 (印)

一、貳兩貳分 宗左衛門

(印) 金貳分三朱_ト (印)

四百五拾九文

一、元金壹兩壹分
伴右衛門

(印) 金壹分一朱_下 (印)
五百廿四文

(4ウ)

金右衛門

一、元金壹兩壹分

(印) 金壹分壹朱_下

五百廿四文 (印)

一、同壹兩壹分 勘兵衛

(印) 金壹分壹朱_下 (印)

五百廿四文

一、同壹兩壹分 与兵衛

金壹分壹朱_下 (印)

(印) 五百廿四文

一、同貳分 (印) 半五郎

金貳朱_下 (印)

貳百拾文

(5オ)

一、同壹兩 (印) 三太夫

金壹分_下 (印)

四百拾九文

一、同貳分 金左衛門

金貳朱_下

(印) 貳百拾文 (印)

一、同貳分 太治兵衛

金貳朱_下 (印)

(印) 貳百拾文

一、同三分 庄左衛門

(印) 金三朱_下 (印)

三百拾五文

(5ウ)

一、元金壹分 源次郎

金壹朱_下

(印) 百五文 (印)

一、同壹分 五郎大夫

(印) 金壹朱_下

百五文 (印)

一、同壹分 半大夫

(印) 金壹朱_下 (印)

百五文

一、同貳分 善兵衛

(印) 金貳朱_下 (印)

式百拾文

(6 札)

一、同壹分 長十

金壹朱_下 (印)

(印) 百五文

一、同壹分 源藏

(印) 金壹朱_下 (印)

百五文

一、同式兩式分 九平

五郎左衛門

金貳分三朱_下 (印)

四百五十九文

五郎右衛門相渡

(印) 茂兵衛相渡

一、同壹分 紋助

(印) 金壹朱_下 (印)

百五文

(横帳、縦 136mm×横 336mm×厚 1mm)

一七 明治五年（一八七二）十月付け「書上扣」（5 深見区戸長役場文書一三六九）

「一三六九―二」

書上扣

（一八七〇）
庚午年

遠江国豊田郡深見村出来

一、繭

式貫■目

（一八七二）
辛未年

同国同郡同村ニ出来

一、繭

四貫目

（一八七二）
壬申年

同国同郡同村ニ出来

一、繭

四貫目

前書之通相違無ニ御座一候。以上。

右 深見村

組頭

（一八七二）
明治五 壬申十月

長谷川三郎平

同

寺田彌平

「一三六九―二」

一、米六百■九拾式石三斗九升三合

内 米三百拾五石式斗七升四合 御年貢

米

（豎紙、縦 250mm×横 319mm）

米三百七十七石壹斗一升九合 自用費消

一、麦貳百八石貳斗三合 自用費消
老石目_二付老石四斗欠

一、雜穀類

内 大豆 拾五石四斗八升 戸数百廿九軒、老軒_二付老斗四升以上。
自用費消

小豆 貳石五斗八升 老軒_二付貳升以上。
右同断

栗 六石 老軒_二付五升欠
右同断

黍 壹石老斗六升 老軒_二付九升欠
右同断

一、園蔬 土地人民不_レ殘_二自用費消_一
(習書九)

一、牛 七疋

一、禽 二百羽

一、桑

一、茶

一、綿 (貳百貫目) 自用費消

一、繭 四貫目

一、酒 向笠新道村於造_一
(出丸)

一、醬油

(後欠)

(豎紙、奥欠、縦 244mm × 横 (261) mm)

一八 明治十二年（一八七九）四月二十六日付け「御届」（六 深見戸長役場文書一七五二）

御届

内務省勸農局紅茶製伝習所

豊田郡二俣村江設置相成候ニ付、望之者ハ

四月廿五日迄出願可レ致旨御達ニ付、夫と諭

告仕候得共、当三ヶ村ニ者望人無レ之ニ付

此段御届申上候也。

豊田郡 深見
沖山梨 村戸長

牛飼

伊藤七郎平

(一八七九)

明治十二年四月廿六日

磐田 郡長
豊田 郡長
山名
青山宙平殿

(堅紙、罫紙使用、縦 236mm×横 316mm)

一九 明治十三年（一八八〇）四月十日付け「印度米試作願」（六 深見戸長役場文書一七五八）

印度米試作願

豊田郡深見村

伊藤七郎平

北島宗次郎

同 金三郎

鈴木彦平

同郡沖山梨村

鈴木代次郎

同郡牛飼村

谷口一財茂

右之者其試作支度ニ付、米種御下附
奉レ願候也。

右三ヶ村

戸長

（一八八〇）
明治十三年四月十日 伊藤七郎平

磐田
豊田郡長青山宙平殿
山名

（堅紙、罫紙使用、縦 233mm × 横 327mm）

二〇 明治十四年（一八八二）一月七日付け〔英国帆船に雇われの定吉につき照会〕（六 深見戸長役場文書二三三三）

豊田郡

深見村

冲山梨村

（一八七八）

明治十一年中英国帆船に被_レ雇_レ候性不_レ知定吉ナル

者死亡之处、右原籍不_レ文明、名之者有無取調

差出候様御達之处、右似寄候者一切心当り無_レ之

候間、此段上申候也。

戸長

（一八八二）
伊藤七郎平

明治十四年一月七日

磐田

豊田郡長小野田松一郎殿

山名

（縦紙、罫紙使用、虫損甚大、縦 242mm×横 323mm）

二一 明治十四年（一八八二）一月十日付け〔召喚状〕（六 深見戸長役場文書二三二四）

談義有之候条、御用序

庶務課へ出頭可有之候。

此段相達候也。

（一八八二）
磐田
明治十四年 豊田郡役所

一月十日 山名

豊田郡深見村外一ヶ村

々長伊藤七郎平殿

（堅紙、「静岡県磐田豊田山名郡役所」罫紙使用、二つ折り開かず、縦 229mm×横 149mm）

二二 明治十四年（一八八二）一月十九日付け〔召喚状〕（六 深見戸長役場文書三三二六）

面談致度義有之候条、来る

二十二日午前第十時出

頭有之度候也。

（一八八二）

明治十四年一月十九日

磐田
豊田郡役所
山名

豊田郡深見村外一ヶ村

々長

伊藤七郎平殿

（竪紙、「静岡県磐田豊田山名郡役所」罫紙使用、縦227.5mm×横299mm）

二三 明治十四年（一八八一）二月付け「御届」（六 深見戸長役場文書二三二八）

御届

豊田郡 深見村

〔又深見村〕
冲山梨村

今般乙第弍号御達相成候古来親王

等之墳墓現存之分御届可_二申上_一旨承知仕候。

右両村於テ古代之墳墓現存ハ勿論、似寄

旧記伝説等一切無_二御座_一候間、此段上申候也。

戸長

〔一八八一〕
明治十四年二月

伊藤七郎平

磐田

豊田郡長小野田松一郎殿

山名

（豎紙、上部裁断に乱れ大、縦（247）mm×横（320mm））

二四 (明治十一年(一八七八)～明治十七年(一八八四))「御届」(五 深見戸長役場文書一四〇)

御届

教部省第二拾号御達諸寺院

中御歴代天皇・皇后・皇妃・皇子・皇女

御木像・御画像・御靈碑等守護

致来候向者、委詳取調可_二申立_一旨

御達之趣奉_レ畏候。当村方寺院_ニ者右

之類無_二御座_一候。此段御届奉_二申上_一候也。

深見村
戸長

寺田弥平(印)

当区

正副区长御中

(堅紙、罫紙使用、縦 252mm×横 324mm)

二五 明治二十三年（一八九〇）十二月三日付け「証」（八 深見区近代役場文書二八七）

証

一、金拾円也

右者講事積立金利子御渡正二
受取申候也。

（一八九〇）
明治二十三年十二月三日

櫻井信義（印）

鈴木彦平殿

寺田弥平次殿

（豎紙、罫紙使用、縦 253mm×横 161mm）

二六 明治二十七年（一八九四）一月十九日付け「庶第拾三号」（八 深見区近代役場文書二七五）

割印】『庶第拾三号』
（朱書）

客年十二月県令第七十式号ヲ以テ牛馬取締規

則ヲ定メラレ候ニ付テハ、現在牛馬ヲ飼養スル者ハ

全規則第一条ニ依リ、種類・産地・使用ノ目的・

年齢・寸尺・毛色・別徴・牝牡等ヲ記シ、本月

三十一日限所轄警察官署へ可ニ届出ニ様、無レ残

御通知相成度、此段及ニ御照会ニ候也。

（一八九四）
明治廿七年一月十九日

〔印〕
『豊田郡今井村役場』
〔印〕

（豊田郡今井村役場印）

今井村深見区长鈴木庄平殿

〔割印〕

「 県豊田

」井村印」

〔豎紙、「豊田郡今井村役場」罫紙使用、縦 247mm×横 165mm）

（表紙）

明治^{（一八九四）}廿七年一月

高橋維持資本金確備按

豊田郡今井村深見

發起 鈴木庄平
鈴木彦平

(1カ) 説明

豊田郡今井村深見区ハ東西南北共拾七八町之
巨離^{（距）}ニシテ、其中央ヲ太田川流通シ、村落戸
数ハ川西ニ多シ。耕地反別ハ川東ニ多クシテ、
日々耕耘及ヒ肥料ノ運搬等ニ不便少ナ
カラザルニ付、村民一同ノ尽力ヲ以テ上中下
ノ三ヶ所へ農業上ノ便利ヲ謀リ、高橋ヲ
一時架設致シ候モ、其后来修繕費ノ目
途無^{（底）}レ之テハ、到^{（底）}低永延ノ維持思^{（速）}速ナクト
愚考候ニ付、小生等發起ナリ、左ノ高

橋永統講ヲ企テ。以テ高橋維持ノ資
本金ヲ備エンガ為メ、今般当区協議
委員ノ協賛ヲ経テ、有志諸君ノ加盟ヲ
乞イ高橋ノ永統講ヲ立会センコトヲ
望ム。

豊田郡今井村深見

(二八九四)

高橋永統講發起人

明治廿七年一月

鈴木彦平

鈴木庄平

高橋永統(後補)立会規則

(2カ)

第一高橋永統講ハ壹口三百円取ニシテ

貳拾口ヲ募リ立会スルモノトス。

第二初回落札金ハ各三箇所ノ高橋維持

ノ資本金ニ備エルモノトス。

但 落札金三百円ハ各三ヶ所へ壹百円宛、
備へ置モノトス。

第三永統講立会ハ春秋ノ両度トス。

但 立会月ハ仮リニ四月・十一月ト定ム。

第四高橋ヲ維持スルハ村民一同義務アル

モノニ付、毎年両度ノ掛返シ金ハ春ノ

一会ヲ村民相続金利子ノ老歩ヲ以テ

春会ニ充ツ。秋ノ老会ヲ以テ是ニ

充ツ。

第五講事落札人ハ其后会ヨリ老割老歩

ノ掛返シヲナスモノトス。

第六講事世話係ハ加盟者中ヨリ五名ヲ

撰挙ス。当撰者ハ講事一切ノ事務

(3 ㉔)

ヲ担当スルモノトス。

第七初回ノ座料ハ村民一同ノ共有物ヲ維

持センガ為メニ立会スルモノニ付、区

費ヲ以テ支払フモノトス。

第八次会目ヨリノ座料ハ落札人ノ負

担_トス。

但座料之額ハ加盟者協議ノ上是ヲ定ム。

第九講事落札人ハ相当ノ抵当ヲ書入、登

記ヲ経テ請取ルモノトス。

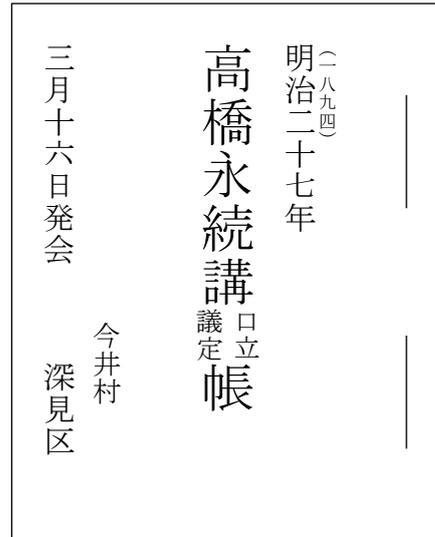
第十講事加盟者中ヨリ^(後補)講事ニ付必要_ト

認_トムル意見是アル時ハ加盟者協議ノ上

尚ヲ数頂ヲ設クルコアルベシ。

(縦帳、罫紙使用、縦 246mm×横 167mm×厚 1mm)

（表紙）



(1ウ) 議定書

一 講金ハ三百円トシ壱口金拾円掛トス。

一 糶講ト定メ糶金ハ終会マデ大小割トシ、大掛ノ利子壱割壱分ニシテ小掛ノ者ニ割賦シ、末ニ至リ過金ハ大小想割之事。

(1ウ) 一 三分三厘持ヨリ札ヲ差出シシテ、而テ其糶高ヲ見ルニハ三分三厘ノ高札三本ト五分ノ高札式本ト壱口ノ高札ト相對照シ、最モ高札ナル者ニ落札スルモノトス。

一 落札人ハ抵当地ノ登記ヲ經タル証書ヲ以テ

講事世話人ヨリ金員ヲ請取モノトス。

一 抵当ハ講金ノ貳倍則チ地価六百円ヲ下ラザル事。

但シ五会ヲ経ル毎ニ抵当壹百円宛減スルモノトス。

一 講事落札人ハ登記出頭ノ節世話人ヘ弁当料トシテ金拾銭ヲ差出事。

(2カ)

一 座料ハ壹回金三円ト定メ、落札人ノ負担トス。

一 講事立会定日ハ毎年三月十六日・十月十六日・十二月十六日昼ノ三会トス。

(縦帳、「八八製」罫紙使用、縦 255mm×横 173mm×厚 1mm)

二九 明治二十七年（一八九四）七月二十七日付け「庶第二百三十七号」（八 深見区近代役場文書二四〇）

割印

〔朱書〕
『庶第二百三十七号』

明廿八日正午ヨリ山梨村上山梨用福寺ニ於テ

蚕業教師松井孫市氏出張、蚕業講話会

開会候旨、当業者夫々へ通知方依頼越

候ニ付、及「御通知」候也。

（一八九二）
廿七年七月廿七日

〔印〕
『豊田郡今井村役場』

（印）

（豊田郡今井村役場印）

深見区长鈴木庄平殿

〔印刷〕
『明治廿 年 月 日』

豊田郡今井村役場』

（割印）

「 県豊田

「 井村印」

（縦紙、「豊田郡今井村役場」罫紙使用、上部欠損、縦（248）mm×横（169mm）

三〇 明治二十八年（一八九五）五月三日付け「庶第貳百六号」（八 深見区近代役場文書二七四）

〔朱書〕
『庶第貳百六号』

割印」本年四月県令第三拾号ヲ以テ河川湖海池沼等ニ於テ鰻巻尾五匁以下

ノモノヲ捕獲若クハ販売シ、又ハ毎年二月一日ヨリ五月三十一日マデ鮎ヲ

捕獲スルコトヲ禁セラレ候ニ就テハ、犯ス者ハ処分アルベキニ付、万一

心得違ノ者無レ之様夫々へ御示諭相成度、此段為レ念申進候也。

（一八九五）
明治廿八年五月三日

豊田郡今井村役場（印）
（豊田郡今井村役場印）

今井村（墨書）『深見』区长『鈴木庄平』殿

（割印）

「 県豊田

「 井村印

（堅紙、青焼き、縦 244mm×横 166mm）

三一 明治二十八年（一八九五）〔高橋永統講認可関係書類〕（抄）（八 深見区近代役場文書三〇二）

(1 枚) (割印)

豊田郡今井村深見

鈴木彦平

外四名

右者予而認可ヲ受ケアル大黒講ノ義、

更ニ高橋永統講ト改称認可相成タルモノニ

相違無レ之候也。

明治廿八年十一月廿五日

割印

見付警察署 (印)

(静岡県見付警察署)

(印) 『講事世話人委任状差出シアリ』
(異筆)
(杉田) / 転倒

(静岡県見付警察署) 罫紙使用

(1ウ白紙)

(2 枚)

保『甲第』一一四六『号』

(☆付箋)

豊田郡今井村深見

鈴木彦平

外四人

『明治廿八年』十『月』廿『日』出願誤謬訂正ノ件聞
届ク。

(一八九五)
『明治廿八年』十一月『月』十一月『日』

『静岡県知事小松原英太郎』(印)

(☆付箋／朱書)

「添講事認可書及規則書

(浜松区裁判所見附出張所)

「割印」膳本届出アリ。

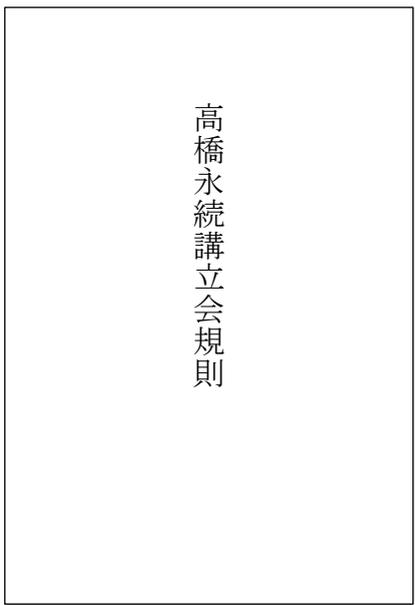
及委任状モ届出アリ。」

(「静岡県指令用紙」使用)

(2ウ白紙)

(3才以降「高橋永統講立会規則」／喉などに割印あり。省略)

(3才)
(表紙)



(3ウ白紙)

(4カ)

高橋永統講立会規則

- 第一 高橋永統講ハ壹口參百円トシ、壹口拾円掛トシ三拾口ヲ募リ立会スルモノトス。
- 第二 糶講ト定メ、糶金ハ終会マデ大小割トシ、大掛ノ利子壹割壹分ニシテ小掛ノ者ニ割賦シ、末ニ至リ過金ハ大小總割之事。
- 第三 初会落札金ハ各三ヶ所ノ高橋維持ノ資
本金ニ備エルモノトス。
- 第四 永統講立会定日ハ毎年三月十六日・十月十六日
十二月十六日昼ノ三会トス。
- 第五 高橋ヲ維持スルハ村民一同義務アルモノニ付、
毎年三会ノ掛返シ金ハ是ヲ式等分シ、壹ツヲ
村民相続金利子ノ壹分ヲ以テ充ツ。尚ヲ壹ヲ
区費ヲ以テ是ニ充ツ。

(5カ)

- 第六 講事世話係ハ加盟者中ヨリ五名ヲ撰挙
シ、当撰者ハ講事一切ノ事務ヲ担当スルモノトス。
- 第七 次会目ヨリノ座料ハ落札人ノ負担トス。
- 第八 講事落札人ハ相当ノ抵当ヲ書入、登記ヲ
経テ請取ルモノトス。
- 第九 講事加盟者中ヨリ該講事ニ付必要ト認ムル
意見是アル時ハ加盟者協議ノ上尚ヲ講
則ヲ設クルヲアルベシ。

(5ウ白紙)

(以下署名部略)

(「八八製」罨紙使用)

(罨帳、罨紙使用、縦 275mm×横 179mm×厚 2mm)

三二 明治二十九年（一八九六）六月四日付け「庶第三四二号」（八 深見区近代役場文書二四一）

〔野外朱書〕
『庶第三四二号』

割印

本年秋期ヲ期シ、本県各郡蚕糸業組合取締所

ニ於テ、左記ノ各種ニ係ル蚕業品評会開設可ニ相成ニ就而ハ、此際

当業者ニ於テ收穫シタル原料ヲ売却セザルニ先チ、出品物貯

蔵準備方夫ト注意ヲ与ヘラレ、出品御勧誘相成度、出品人員

及種類・員数之大略ハ六月三十日迄ニ御報有レ之度、此段

及ニ御照会ニ候也。

〔二八九六〕
明治廿九年六月四日 『（印）磐田郡今井村役場』〔（印）〕
（豊田郡今井村役場印）

深見区長鈴木庄平殿

一 繭 一種^{〔×種〕}ニ付一升 半粒立

一 生糸 一種ニ付式百目

一 蚕種 一種ニ付 框製五十蛾付以上 平付一數以上

〔（印刷）〕
『明治廿 年 月 日 豊田郡今井村役場』

（割印）

「」務課

（（縦紙、「豊田郡今井村役場」） 罫紙使用、縦 246.5mm × 横 168mm）

三三 明治二十九年（一八九六）十二月四日付け「庶第六五四号」（八 深見区近代役場文書二四二）

〔（野外朱書）庶第六五四号〕

割印）

前年本郡之蚕糸業組合之企望ニ依リ、蚕種貯蔵器調

製之義本県専任技手へ托シ置候処、今回出来致シ、当

郡役所へ到達ニ付、使用前来ル十四日マデ当業者ニ

縦覧セシムル旨郡役所ヨリ通知ニ付、熱心者へハ一覽

セシメ度、此段及ニ御照会ニ候也。

但該器ハ（一八九六）堅六尺ニテ、三尺方極形ナリ。蚕種二百数入、重量六十貫目アリ。

明治廿九年十二月四日

〔（印）豊田郡今井村役場〕

深見区長鈴木庄平殿

（割印）

「 務課」

（（堅紙、「磐田郡今井村役場」） 野紙使用、縦 249mm×横 167mm）

三四 明治二十九年（一八九六）付け〔高橋永統講改称認可証謄写本〕（八 深見区近代役場文書三〇六）

豊田郡今井村深見

鈴木彦平

外四名

右者予而認可ヲ受ケアル大黒講之義

更ニ高橋永統講ト改称認可相成タルモノニ

相違無シ之候也。

明治廿八年十二月廿五日

見付警察署

右正本ニ依リ謄写候処相違無シ御座一

候也。

高橋永統講世話人

明治廿九年 月 日

寺田弥平次（印）

鈴木彦平（印）

清水清五郎（印）

長谷川右三郎（印）

（堅紙、罫紙使用、縦 241mm×横 329mm）

三五 明治二十九年（一八九六）付け〔保甲第二四六号謄写本〕（八 深見区近代役場文書三〇七）

保甲第二四六号

豊田郡今井村深見

鈴木彦平

外 四人

（一八九五）
明治廿八年十月廿六日出願講名誤謬

訂正ノ件聞届ク。

（一八九五）

明治廿八年十一月十一日

静岡県知事小松原英太郎

右正本ニ依リ謄写候処相違無ニ御座一候也。

（一八九六）
高橋永続講世話人

明治廿九年 月 日 寺田弥平次（四名とも印抹消）（印）

鈴木彦平（印）

清水清五郎（印）

長谷川右三郎（印）

（縦紙、罫紙使用、縦 240.5mm × 横 329mm）

三六 明治三十年（一八九七）四月九日付け〔山梨村地内沖堤伏込込樋につき出頭照会〕（八 深見区近代役場文書五五九）

山梨村地内字沖堤伏込込成候

込樋之儀二付、山梨村長ヨリ申越之

儀モ有レ之候二付、至急御談示申度

候間、当役場へ御出頭有レ之度、此

段及御照会一候也。

（一八九七）
明治三十年四月九日

今井村役場（印）

深見区長鈴木庄平殿

（印刷）
『明治 年 月 日 磐田郡今井村役場』

（堅紙、「磐田郡今井村役場」罫紙使用、縦 242mm×横 163mm）

三七 明治三十年（一八九七）四月十六日付け〔沖堤坎樋につき出頭照会〕（八 深見区近代役場文書五六〇）

兼テ申上候沖堤坎樋之義ニ付、大至急
御相談申度候間、本日中ニ無ニ相違ニ当
役場へ御出頭有レ之旨、此段及ニ御照会ニ
候也。

今井村長小野田鍬太郎（印）

深見区長

鈴木庄平殿

〔印〕印刷／以下同
『明治』三十『年』四『月』十六『日』
（一八九七）

磐田郡今井村役場』

（堅紙、「磐田郡今井村役場」罫紙使用、縦 242mm×横 163mm）

三八 明治三十一年（一八九八）五月十五日付け〔蚕種購入案内〕（八 深見区近代役場文書二五〇）

本組合ノ開設ニ係ル養蚕伝習所ニ於テ飼育

シタル左記各種ノ成繭ヲ以テ、蚕種製造度候間、御

部内当業者ハ可レ成右飼育中伝習所（見付町北井

上有光寺内）ニ就キ蚕兒発育ノ実況御観覧ノ上、蚕

種御注文相成候様、御誘導相成度、此段及ニ御依頼一候也。

（一八九八）
明治三十一年五月十五日

鈴木治平

各町村^{役場}
_{区委員}御中

青熟 又昔 十石丸 新垣白玉 湖洲^{〔丸〕}

但支那産

右御注文御申込ハ、種類及框付・平付ヲ区别シ、当五月二

日迄ニ見付町郡役所前磐田郡蚕糸業組合事務所「

治平宛ニテ御申越可レ被レ下候。

（縦紙、青焼き、字薄、下部汚損大、縦 246.5mm × 横 328mm）

三九 明治三十一年（一八九八）七月二十五日付け「土第九号」（八 深見区近代役場文書五六五）

〔朱書〕
『土第九号』

当町上山梨村内太田川堤防ニ伏込有_レ之帰村深

見用水坎樋口杭木（数本）、去月五日大水之

割印〕

際流失シ、此俚捨置候ハ、甚夕危驗_{〔陰〕}ノ旨、

ヲ以テ、至急修繕方照会候様_{〔符カ〕}、常設

委員ヨリ申出候条、右実地御検分ノ上、

至急御処置相成候様致度、此段

御照会及候也。

〔一八九八〕
明治三十一年七月廿五日

周智郡山梨町助役佐野重太郎（印）
〔周智郡山梨町助役佐野重太郎〕

磐田郡今井村長小野田鋏太郎殿

（割印）

「」務係

（縦紙、罫紙使用、縦 245.5mm × 横 333mm）

四〇 明治三十七年（一九〇四）一月付け「磐田郡今井村深見村民相続金積立満了祝詞」（八 深見区戸長役場文書三三二）

磐田郡今井村深見村民相続金積立満了祝詞

村民相続金三千円ニ達シ、最初約定ノ明文ニ拠リ、其半額ヲ積立タル

本人へ割渡シ附スルニ、木杯各々壹個ヲ以テス。即チ本日ヲ以テ其式ヲ挙行ス。

^余カ先人ノ曾テ其法ヲ設定スルニ与リ、尤モ功アルノ故ヲ以テ、式場ニ列センコトヲ乞ハル。不幸ニシテ病アリ、臨ムヲ得ス、依テ聊カ祝詞ヲ寄セテ其光榮ヲ謝ス。

抑モ深見区ノ地形タルヤ、太田川ノ両縁ニ互リ、土地平衍ニシテ、田畑肥壤米

麦桑茶ノ産豊饒、民風淳厚、他村ニ秀テ、四方皆ナ之カ美ヲ称スト雖トモ、

顧リミテ五十年前ヲ見レハ水害旱魃地震災相続キ、民風頹敗、田

土蕪菜困窮、悲惨ノ想像像ノ及フ所ニ非スト云。是ノ時ニ当テ、報徳ノ

道ニ由テ難村旧復ノ法ヲ施シ、村民一致、老トナク少トナク、夙興夜寐儉勤

具サニ至リ、里正村吏率先シテ能ク其業ヲ励マスニ勗ム。茲ヲ以テ旧債悉ク

償還シ、家ニ富ヲ致シ、川除助成金ノ積立及ヒ、村民相続金ノ二種漸次累

積シテ今日ヲ見ルニ至ル。則チ古シヘノ蕪菜ハ今日ノ良田ト為リ、昔時ノ貧民

ハ今時ノ富民ト為リ、前年ノ災ハ變シテ今年ノ幸福ト為ルニ至ル。古シヘニ所

謂業ハ勤ム^{（後補）}ニ成リ、怠ルニ荒ムモノ、決シテ虚言ニ非ルナリ。是ニ由テ之ヲ觀レハ報

徳仕法ノ切果空シカラサルヲ知ルヲ得タリ。先人曾テ曰、吾カ施ス所ノ法、其成

功セルモノ先ニ深見村アリ。後ニ中野村アリト。先人ノ力ヲ用ユル所多シト雖モ、

其成功セルモノハ必ス村民ノ耐忍シテ法ヲ奉スル厚キニ由ランハアラス。願クハ後

代ノ人能ク先代ノ困苦精励ノ功ヲ顧リ、招来益々此道ヲ遵奉シテ父

祖ノ遺業ヲ失墜スル勿ク、永ク富盛ヲ伝ヘテ太田川ノ流レト与ニ竭ル無

ケンコトヲ。依テ一言ヲ書シテ祝詞トス。

遠江報徳社々長

（一九〇四）
明治三十七年一月

勲六等岡田良一郎

四一 明治三十七年（一九〇四）二月二十二日付け「証」（八 深見区近代役場文書三二九）

証

一、金六円拾六銭也 講事消印
印紙及ヒ手数料

但シ別紙明細書相添

右正二（印）領收候也。

右

穂積 横田
（印） 兩人

（一九〇四）
卅七年

二月廿二日

深見

講事御連中様

（堅紙、縦 340mm×横 165mm）

四二 明治四十一年（一九〇八）九月二十八日付け〔小藪川一件協議会通知〕（八 深見区近代役場文書五七五）

〔■務課〕
割印〕

小藪川二関スル件ニ付、今一応協議会

相関キ度候間、明廿五日午前第九時関係

惣代当役場迄御出頭相煩ハシ度、此段

得「貴意」候也。

（一九〇八）
明治四十一年九月廿四日

向笠村長 鈴木治平

今井村深見

北島平吉殿

（堅紙、「磐田郡向笠村役場」罫紙使用、縦 248mm×横 173mm）

（表紙）

（一九一）

明治四十四年五月廿四日ヨリ

小薮川一件日誌

深見区

五月廿四日午后見付行

茶業組合事務所ニ

平野訪門、（問）面会。

同夜大孫一泊。寺田郡書

記二面談ス。（西貝へ飛脚賃拾三銭
弥平次取替）

右 寺田弥平次

五月廿五日朝ヨリ大孫へ

集会、協議ス。

長谷川右三郎

北島平吉

鈴木彦平

清水清五郎

寺田弥平次

午后一時長谷川帰村。

夕刻小野田貫一來ル。

夕刻寺田郡書記來ル。

共二全夜一時皆歸ル。

五月廿三日浜松行。

佐藤章次 礼来濟。

高柳覚太郎 礼五円渡ス。

清水清五郎

北島平吉

寺田弥平次

(横帳、縦 124mm×横 341mm×厚 1mm)

（表紙）

（一九一）

明治四十四年七月

幸福増進
頼母子講
講則規定

(1) 幸福増進頼母^{〔ママ〕以下同}志講発会之理由ハ、近来世ノ進歩ト

共ニ各々諸経費ノ義務ヲ負担スルハ実ニ多大ナルヲ

以テ到底^{〔底〕}共有营造物等ノ修繕及諸経費等ニ至ル

迄之レヲ年々負担スルハ是又困難ニ次第ニ付、茲ニ今

回該講事ヲ発起シ其残金ヲ以テ三ヶ所ノ高橋維

持及村社維持ノ資ニ宛ツル目的ナリ。又加入者諸君ニ

於テモ各々一家ヲ経営スル故ニ於テ是又資本ノ必要ア

ルハ申迄モナキニ付、依テ該講事へ加入シ、其落札

金ヲ以、荒地開墾・農業資本・借財返済・非常

予備ノ資ニ備フルヲ目的トス。依テ各位其意^{〔旨〕}

(1) 賛シ多数加入アランコトヲ乞フ。

講則

年二会立_トシ、老口掛金拾_ト円_トシ、

五拾_ト口_トヲ以テ満会_トス。

一、頼母_{「ママ」}志講五百_ト円取

但 小掛_ケハ終会迄毎会金拾_ト円宛_トス。
大掛_ケハ落札之次会ヨリ毎回掛

金式拾五_ト円宛終会迄掛_{ケル}。

定会ハ毎年六月 十二月。

第一 該講事ハ區長ノ發起ナルヲ以テ、初会ハ当深見区へ

申受_{ケル}。

第二 会所ハ当区ノ發起ニ付毎回深見区事務所_トス。

第三 落札ハ初年ヨリ四ヶ年間ハ春秋毎会老口宛落札ノ

事。

五年目ヨリハ春会ニテ式口、秋会ニテ老口、都合三本落札

ノ事。

六年目ハ春会ニテ老口、秋会ニテ式口、都合三本落札

ノ事。

七年目モ右全断三本落札之事。

八年目モ前全断三本落札之事。

九年目モ前全断三本落札之事。

十年目ハ春会ニテ式口、秋会ニテ老口、都合三本落

札之事

十一年目ハ春会ニテ式口、秋会ニテ式口、都合四本落

札之事。

十二年目モ前全断四本落札之事。

(☆1) 十三年目モ前全断四本落札之事。

(☆2) 十四年目モ前全断四本落札之事。

十五年目ハ春会ニテ三口、秋会ニテ式口、都合五本落

(2ウ)

(2カ)

札之事。

十六年目ハ春会ニテ弐口、秋会ニテ壹口、都合三本
落札之事。是ニテ終会トナル。

(☆1書込)

「大正十二年」

(☆2書込)

「十三年」

(3カ)

第四

落札金請取ハ年賦無利足借用金証書_ト

ナシ、是ニ対スル相当ノ抵当ヲ(田ナレバ上等
四反歩以上)書入登記ヲ

經テ講金ヲ請取ル_ト。其登記ニ要スル費用ハ

落札人ノ負担_トス。

但、有価証券アル人ハ講事世話人ノ承諾ヲ受ケ其証
書ヲ以テ講金請取_トアルベシ。

第五

講事掛金延滞者ニシテ、若一抵当品ヲ売却スル

場合ハ、終会迄ノ掛金ハ一時ニ世話人へ預ケ置クモノ

トス。

第六

該講事ヨリ生ズル残金ハ終会ニ至リ毎会ノ

座料并ニ諸費等ヲ引去リ、其余ノ残金ヲ七分方

三ヶ所之高橋維持金_トシ、残ル三分ハ村社深見

神社ノ維持金_トス。此維持金ハ終会至リ加入者ノ

加入歩合ニ依リ精算シテ、一人別ニ其金額ヲ帳簿ニ

記載シ、永々神社へ備へ置クモノトス。

第七

残金ノ明細ハ左ノ如シ。

総残金壹千貳百五拾五円六拾九錢五厘

内

金 貳百九拾壹円貳拾錢

此利金百五拾六円貳厘

元利ノ金四百四拾七円貳拾錢貳厘 座料元利

引テ

残金八百八円四拾九錢三厘

内 金五百六拾五円九拾四錢五厘 七分方高橋維持金
金貳百四拾貳円五拾四錢八厘 三分方神社維持金

(4才)

第八 每会之残金ハ深見資本組合ヘ利付預ケ置ク。

但利子ハ年五分ト定ム。

第九 每会之座料ハ深見資本組合ニ於テ立換支

払ヲ依頼シ、終会ノ后元金ヘ五分ト利ヲ付シ返済
スルモノトス。

(4才)

第十 該講事ハ落札人ノ都合ヲ謀リ世話人(組長)

協議ノ上糴講トス。其糴金ハ每会深見資本

組合ヘ利付預ケ置、終会ニ至リ元利ヲ総口数ヘ割
返スモノトス。

右講則之旨趣堅ク相守リ、後日異議
無レ之為メ、加入者捺印致シ候也。

磐田郡今井村深見

頼母志講加入者

(一九一七)
明治四拾四年六月 發起 深見 区

(5才)

鈴木 利平 (印)

松下 清吉 (印)

鈴木 正雄代印 (印)

(6才)

(5才)

殿村善七(印) 高田万作(印) 清水清五郎 鈴木龜吉(印) 金原宇平次(印) 井口信一(印) 林伊吉(印) 鈴木治郎吉(印) 金原宇太郎(印) 奥之山久次郎(印) 鈴木五平(印) 久野惣八(印) 久野はし(印) 鈴木松太郎(印) 鈴木五郎八(印) 鈴木佐与吉代(印) 内藤佐五郎(印) 松本平財茂(印) 榎原増藏(印) 鈴木又次郎(印) 鈴木政七(印) 奥之山吉郎平(印) 松浦鑄三郎(印) 鈴木七五郎(印) 松浦豊太郎(印)

鈴木庄平

鈴木菊太郎

代印 福藏

(7ウ)

(7カ)

(6ウ)

高田安太郎(印)
代印 傳七
 高田傳三郎(印)
 寺田弥平次(印)
 長谷川右三郎
 井口長次郎(印)
 北島平吉
 鈴木彦平(印)
 鈴木長平(印)
 高田源吉(印)
 前田弥八(印)
 鶴見市蔵(印)
 鈴木良平(印)
代印 藤田浅次郎
 前田政七(印)
 内藤平兵衛(印)
 寺田藤平(印)
 内藤太平(印)
 内藤九蔵(印)
 松本孫次郎(印)
 長谷川藤市(印)
代印 熊三
 黒野平七(印)
 鈴木五三郎(印)
 鈴木伊平(印)
 松下幸太郎(印)
 奥之山熊蔵(印)
 松下要作(印)

寺田良平(印)
松浦清太郎(印)
鈴木幸吉(印)
林原半治(印)
久野里吉(印)
鈴木政吉(印)
高橋年藏(印)
前田敏太郎(印)
鈴木佐太郎(印)
内藤清助(印)
久野源作
鈴木喜三郎(印)
〔抹清〕松_下清吉
鈴木きゑ(印)
寺田縫太郎(印)
松下平吉(印)

(竪帳、罫紙使用、縦 249mm×横 171mm×厚 1mm)

四五 (明治)「小薮川事件書類」(八 深見区近代役場文書六〇二)

(封筒表)

今井村深見
北島平吉殿
小薮川事件書類入

(封筒裏)

(印)
(庶務課)
向笠村長鈴木治平

「書類一」「協議事項」

協議事項

- 一、小薮川堤防西縁深見分修築之件。
- 一、元揭示場之件。
- 一、小薮川□三本船土取場跡□分之件。
- 一、太田川堤防鈴木要

(封筒、上部破損、縦(209)mm×横78mm)

次郎より使用申
出之件。

百五十七円十七銭

(一紙、縦 171mm×横 315mm)

「書類二」 「契約書中訂正」

契約書中訂正

- 第一項^江但書ヲ置ク(但^車通行ノ為メ損ジタル^ケ修繕^所工^事ハ随意修繕スルヲ得) 加入。
- 第二項中盛土ヲ為ス場合ニハノ下江(別^ニ) 加入。
- 第三項向笠村向笠新屋ニ於テ修繕^及
- (復旧工事) 四字加入。
- 第四項本契約書一項ノ下(及第三項) 四字挿入。
- 第五項全項。
- 第六項現況ヲ巡視シ(川巾内ニアリテ水引ニ
障碍アリト認ムル) 挿入シ(堤内ヲ) 削ル。
- 第三項地籍ノ如何ヲ問ハズ(工^事所^属ノ堤^防ヲ左ノ如ク定ム)
- 第八項削除。

(鉛筆)
「堤防修繕^及復旧工事其他協議会ノ

必要出来タルトキハ、其所属大字ヨリ年番^江

申出——ハ前申出ヲ受ケタルトキハ、早速協
議会開会ノ手續をナスベシ。』

(一紙、縦 171mm×横 358mm)

〔書類三〕〔河川図〕(略)

(絵図、鉛筆書、縦 172mm×横 765mm)

四六 大正四年（一九一五）六月二十八日付け〔紫雲英等種子購入希望取纏依頼〕（八 深見区近代役場文書二一五）

（一九一五）
大正四年六月廿八日 今井村農会（印）
（磐田郡今井村農会事務所印）

各部農会長殿

例年ノ通り左記種子部農会ニ於テ共同購入取扱可レ申趣ニ付テハ、

貴部内ニ於ケル要望者御取纏メ其数量七月十五日迄ニ御申越

被レ下度、代価ノ儀ハ未ダ不明ニ候ヘ共、紫雲英ハ大晩生一升四拾錢内外

トノ事ニ有レ之候。而シテ部農会ハ代価又ハ運賃ノ幾分ヲ補助スルトノ

事ニ候ヘバ、割合低廉ナルモノヲ購入シ得ル事（後補）ナラント存候。右期日迄

ニハ必ズ御申報相願度、此段及ニ照会ニ候也。

追テ期日経過後ハ一切部農会ニ於テ取扱ハザル内ニ付申添候。

一、紫雲英（大晩生）

一、宮重、方領、御器所大根、山東白菜

（豎紙、罫紙使用、縦 245mm×横 164mm）

四七 大正四年（一九一五）六月二十八日付け〔穀倉害虫駆除薬品共同購入につき照会〕（八 深見区近代役場文書二一六）

〔一九一五〕
大正四年六月廿八日 今井村農会（印）
（磐田郡今井村農会ノ事務所印）

各部農会長殿

穀倉害虫駆除ノ好期ト相成候ニ付テハ、郡農会ニ於テモ該薬品

共同購入ノ都合モ有レ之候ニ付、右希望者至急御取調べ左記

ノ件御通知相願度、此段及ニ照会一候也。

追テ薬品ハ惣小間口二間半、奥行散見、天上下ヨリ床上迄ノ高サ七尺ノモノニテ、八封度

（一封度約廿錢）ヲ要シ、代金一円六十錢ニ有レ之候へ共、其内幾分ヲ郡農会ニテ補助スル

見込ニ有レ之候内ニ付申添候。

記

（この行の読点原文にあり）
一、施行倉庫ノ構造及間口、奥行、天井下ノ高サ及ニ施行一者氏名

（縦紙、罫紙使用、縦 245mm×横 164mm）

^(朱)
『農第一三七号』

目下苗代田ニ浮塵子発生ノ趣ニ付、本郡役所ニ於テ中遠簡
易農学校ヘ照会、駆除ヲ諮詢セシニ、左記ノ通り答報

有レ之タル旨ヲ以テ、中遠農会ヨリ通報有レ之候条、当業者ヘ
御通示相成度、此段御依頼ニ及候也。

浮塵子駆除法 苗代之部

一、一反歩ニ付一升五合位ノ割合シテ滴々石油ヲ注ギ、箒ノ類ヲ

以テ数回払落シ、直ニ水ヲ落シテ清浄ナル水ヲ流シ、苗ヲ洗タル

後、水ヲ灌溉シ置クベシ。若シ一回ニシテ充分ノ効ナケレバ、苗代

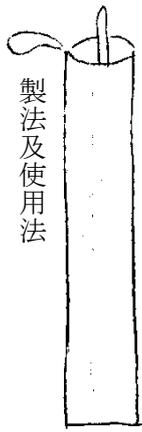
期中三回位此法ヲ行ヒ水ヲ掛ケ置クベシ。

石油ヲ注クニハ能ク注意シテ稲ノ葉ニ石油ノ直接ニ触レザル

様ニナシ、水面ニ滴下スベシ。

左図ノ如キ器具ヲ造リ、此中ニ石油ノ分量ヲ定メテ入レ置

キ、滴下セバ尤モ便ナリ。



製法及使用法

太キ竹筒ノ下底ニ小孔ヲ穿チ、之ニ細キ竹ノ棒ヲ挿入シ、筒

ノ中ニ石油ヲ入レ、棒ヲ抜クトキハ石油ハ下部ノ小孔ヨリ滴下ス。

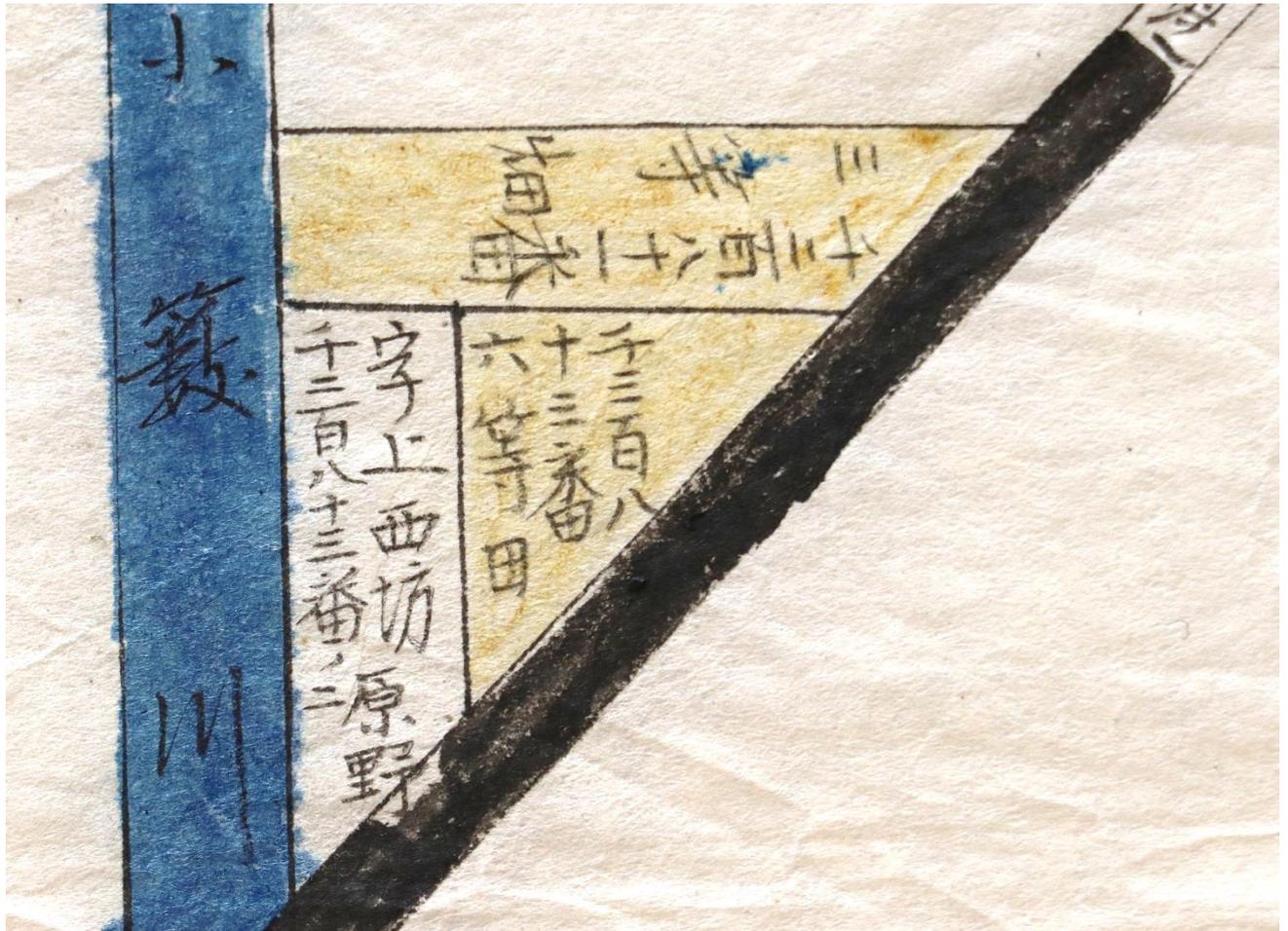
六月四日

^(印)
『磐田郡今井村農会事務所』^(印)

^(印)
〔磐田郡今井村農会事務所印〕

深見区長鈴木庄平殿

(縦紙、明治舎製「磐田郡今井村農会」野紙使用、縦 247mm×横 338mm)



深見関係史料集 一

二〇二四年一月二十一日

袋井市歴史文化館

杉山侑暉 編